（１）平成31年３月８日　金曜日　青森県報　号外第14号　（毎週月・水・金曜日発行）

青森県報

号外第十四号

平成三十一年三月八日（金曜日）

目　次

監査委員

○包括外部監査結果に対する措置の公表……（事務局）…１

監　査　委　員

包括外部監査結果に対する措置の公表

平成27年度から平成29年度の包括外部監査の結果に基づき、青森県知事及び青森県教育委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第６項の規定により、措置の内容を公表する。

平成31年３月８日

青森県監査委員　須藤光昭
同　川鳥由紀子
同　藤川友信
同　工藤義春

○　平成27年度分

監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
営農大学校	経営全般	〔広大な敷地管理の不経済性について〕 営農大学校の敷地面積は、61.9haと非常に広大である。このうち、農地として29.7haを利用しているが、専門的教育機関が実習教育を行うために保有する面積としては十分すぎないか、人口減少局面において定数減と専攻課程再編を予定する前提として、十分すぎないかどうかの検討は、今後必要になるであろう。 長期間に亘って現員数が定員数の半分程度の本校では、教育活動上の過剰な敷地面積になっていると考える。広大過ぎる敷地面積が、人的コストの増加要因であることは、客観的に見て明らかである。将来的な定員の減少に合わせて、日常的な管理面積のコンパクト化を図り、身の丈に見合った規模の施設とすることで、業務の効率化を実現することが望ましい。	営農大学校の敷地は、校舎等の施設、農地及び防風・斜面保護のための山林となっており、このうち農地については、各課程の入校生数が年度ごとに変動するため、一定の余裕が必要である。学生数が少なく教育で使用しない農地については、平成30年度から人的コストがかからない作物を作付けすることで、維持管理業務を効率化した。
営農大学校	経営全般	〔寮制の方向性の検討について〕 本校は、２年間の全寮制による教育を行っており、寮定員の半分程度の利用となっており、入寮者数の減少傾向は続いている。女子寮は平成10年に設置され比較的新しい施設であるが、男子寮は昭和56年に設置されたもので30年以上が経過し老朽化が進んでいる。 寮制の意義・必要性の検討はもちろんのこと、老朽化による寮の今後の維持運営経費や学生数の減少見込、学生負担経費の見直しも十分考慮し、本県が想定する適正規模、及び適正な財政負担による寮運営の継続性の観点からも、寮の維持管理に関する十分な検討が必要だと考える。	寮制について検討し、平成31年度から希望入寮制に変更することとした。また、平成30年度に男子寮の改修工事を行い、平成31年度から寮費を徴収することとした。
営農大学校	授業料等の歳入事務、出納事務、債権管理事務	〔短期研修における受益者負担のあり方について〕 「農作業安全研修」及び「新規就農チャレンジ研修」について、受講者が負担し営農大学校に支払った	「農作業安全研修」については、受講者の実費負担額を歳入計上し、「新規就農チャレンジ研修」については、農

		経費は、県の歳入として計上されず、私費会計として処理している。 しかし、研修の収支実績表を閲覧した結果、実際の支出内容は、負担額の算定根拠とは関係のない内容であることがわかった。 「農作業安全研修」においては、前年度からの繰越金が160,699円あるのに加えて、当年度の受講生から徴収した171,000円を合わせた332,030円が当年の収入であるのに対して、支出合計は217,537円であり、残金が114,493円あること、すなわち、返金はされていない。算定根拠となっているトラクターのタイヤ交換は毎年行うわけではない。また、トラクター自体は県所有の財産であり、営農大学校の養成課程でも用いられるため、タイヤ交換の費用や燃料は公費としても支出している。したがって、ある年度に、トラクターのタイヤ交換費用や燃料費として支出されないこと自体が問題とは言えないが、どのタイヤ交換やどれだけの燃料費を公費とし、それ以外を私費で支出するべきか、明確な定めもない。したがって、恣意的な公費と私費の使い分けが行われる可能性があり、負担の年度間の公平性と、操作性の余地の点で、非常に問題がある。 次に、（県単事業）新規就農チャレンジ研修収支をみると、負担額の算定根拠と実際の支出項目は内容的に全く異なっており、負担額の算定根拠の妥当性に問題がある。この研修で行われるビニールハウスでの野菜の栽培は、実際には、養成課程で使用するために公費で購入した種苗、肥料及び資材等を流用したと思われるとの説明を受けた。ま	家実習中心の事業内容に組み替えたことにより、私費会計を廃止した。							

		生の受講料から支出する事務の正当性について議論を喚起することが期待できる。 　以上より、無人ヘリ研修の受講料について、必要な制度上の整備を行い、歳入として計上することが望ましいと考える。	
営農大学校	授業料等の歳入事務、出納事務、債権管理事務	〔給食の食材費の歳入歳出計上について〕 　本校の場合は、全寮制であることから、歳入歳出に計上する会計処理の妥当性は、技専校以上に高まることになる。すなわち、消防学校と同じく、教育上の規則と方針により、在校生全員が給食サービスの提供を学校から受ける受益者であるという点を重視すれば、その受益に契約の任意性はないと言えよう。学校と受益者との契約関係は、任意契約ではなく、法令等に基づき発生した権利義務と考えられ、その場合には、私費会計とする処理に合理性が失われ、より公費の性格が強まると考える。 　技専校以上に、給食の食材費を歳入歳出として計上する方法が妥当と考えられるため、公費扱いの前提となる制度上の整備について検討することが望ましいと判断する。	平成30年度から希望入寮制となり、給食サービスが任意契約となったため、給食の食材費は私費会計で取り扱うこととした。
消防学校	出納事務・歳入事務・債権管理事務	〔入校経費の歳入計上について〕 　本校では、入校経費の一部として、寝具の洗濯代や、酸素ボンベの詰め替え料等を徴収しているが、歳入として会計処理せずに、私費会計として預り金処理している。 　この洗濯代等は、他の入校経費と異なり、訓練が終了した後に、学生個人の私物となる物品の購入費用ではなく、残金は消防学校の消耗品等として使われ、保管されるものであるため、歳出としても違和感のないものである。 　このような負担関係にあっては、取引における収入と支出の透明性を確保するために、個人に帰属する教材費などを除いて、歳入として徴収し、歳出として支出する会計処理が望ましいと考える。内部統制の脆弱な私費会計ではなく、地方自治法上の監査対象となる県の歳入歳出とすることにより、消防学校における財務の健全性を担保することも可能になる。 　以上より、入校経費のうち、歳入として計上すべきものはないか、歳入とすることで、より透明で健全な処理になる内容がないかどうかについて、再検討することが望ましい。	入校経費の歳入については、予算編成過程を通じて県の歳入として予算計上した。
消防学校	公有財産・物品・備品の管理事務	〔長期間未稼働の備品について〕 　重要物品及び備品の現物確認の過程において、長期間未稼働である重要物品、備品が確認された。既に使用価値がなくなったものについては、無駄な保管スペースが取られること、資産の適切な保全に関する内部統制の点からも、速やかに処分することが望まれる。	不用物品とした備品については、産業廃棄物として処分を行った。

○　平成28年度分

監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
食の安全・安心推進課	野菜で健康大作戦事業	〔事業の評価について〕 　平成27年度は協力店研修会において、参加者からアンケートを取っている。そのアンケートの中で、前年度から継続して協力店として参加している店について、社内での変化、お客様の変化を聞いている項目があったが、県はその集計作	平成29年度の事業終了後に協力店全店を対象にアンケートを実施し、事業効果の検証を行った。

		関わらず、直接支払制度との競合等の要因にて当事業の需要がないと判断されたならば、基金の廃止、国費相当分の返還も検討すべきである。	
総合販売戦略課	「あおもり食のエリア」活性化事業	〔ホームページの更新業者の固定化について〕 「あおもり食のエリア」のサイトは、平成17年度に実施した企画コンペの結果、Ａ社が委託を受け、サイトデザインの作成及びサイト内のシステム開発を施工している。そして、県は当サイトの情報提供環境の整備、新規コンテンツの作成業務、データの更新等の専門技術を要する業務については、開発元でなければ実施できないため、競争入札に適さないものとし、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に基づき随意契約としている。また、財務規則の運用第148条関係第４項の規定を準用することにより、見積書は１社のみから徴取している。 この状況は、実質的にコンテンツを開発し受注した業者だけが継続して契約可能な契約形態であり、委託契約における競争原理が全く働いていない状況と考える。 実際に委託事務の契約先が固定的に継続されていると考えられるため、業者との癒着が疑われないためにも定期的な見直しが必要である。また、予算内ということだけで減額交渉が行われていないことも問題である。予算執行において、予算内で歳出をどう抑制して最少化していくかという視点は絶対的なものである。 ホームページは、著作権法第２条第１項の「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に	「あおもり食のエリア」サイトは、当課のあおもり産品情報サイト「青森のうまいものたち」内のコンテンツの一つであり、「青森のうまいものたち」は、平成30年３月にリニューアルした。 リニューアルサイトの構築は、今後のホームページのあり方や運営・管理方法を見据えて実施する必要があることから、業者の決定にあたっては、企画提案協議を行い決定したところである。 現在実施しているリニューアル業務委託に係る契約は、①成果品に関する著作権及び所有権が県に全て帰属すること、②著作物の二次利用について、受託者の承諾無く県が自由に使用できること、③受託者は著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないことを内容としている。 また業務委託契約内容は「あおもり食のエリア」サイトの更新を含めた内容であり、「あおもり食のエリア」に新たな料理が登録された際は、速やかな更新・情報発信が可能となっている。
		業を行っていない。 短期間では事業効果の表れにくいと思われる食育の研修においては、アンケートをとってその分析をしないと事業効果が把握できないため、可能な限り情報収集を行うべきである。また、このような事業実施の前後の変化に関するアンケートは、協力店全店に対して実施し、その変化を分析し、効果を評価すべきである。また、アンケートに「野菜の販売量は増えたか」という直接的な質問項目を入れて、協力店の販売状況を聞くことが、野菜の消費量に直結するデータの一つとして有用な情報になると思われる。	
農村整備課	中山間ふるさと・水と土保全対策事業	〔活性化基金の有効活用について〕 中山間ふるさと活性化基金（以下「活性化基金」という。）が有効活用されておらず、事業実績は極めて低調である。 この要因としては、「中山間地域等直接支払制度」との利用者の競合関係があること、「青森県中山間地域ふるさと活性化基金条例」にて、基金に取り崩しができるような条例の設計になっていないことが挙げられる。 今後、本事業費を確保し、事業目的を達成するためには、条例改正を行い活性化基金の取り崩しができるような制度設計にすること、当基金の対象が食育関連メニューを含めて広いものであることを、食育事業を行っている他の部課（食の安全・安心推進課や構造政策課等）と連携する等、制度並びに事業内容を庁内に積極的にＰＲしていくこと等により、活性化基金の有効活用を求めたい。 また、対策を講じたにも	県議会平成30年２月定例会において「青森県中山間ふるさと活性化基金条例」を改正し、平成30年４月１日以降は、必要に応じて基金の取り崩しができる制度とした。 食育事業を行っている他の部課と連携し、収穫体験などで県民が体感しながら農林水産業への理解を深めるイベントを実施するなど、基金の有効活用を図ることとした。

			表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないこととしている。 　また、リニューアル後は「あおもり食のエリア」に新たな料理が登録された際は、速やかに更新・情報発信を行っている。
総合販売戦略課	「あおもり食のエリア」活性化事業	〔事業成果の指標の設定について〕 　トップページである「青森のうまいものたち」の閲覧数は把握しているものの、当該サイト内である「あおもり食のエリア」ページの評価分析はしていない。 　単にホームページを作成委託するのが事業目的ではなく、如何にしてアクセス数を増やし、実際に個々の飲食店等に誘客し、最終的には県内外の方々に青森の食を知ってもらうことが事業目的であり、その達成のための戦略を練ることが重要である。そのためには、最低でもアクセス数の把握、閲覧サイトの把握、日別月別のアクセス数などの定量的な分析は必須に思える。 　来訪者数等を事業目標にするなどの措置を行い、過去のアクセス数の増減原因を分析し文書化するなどし、今後のホームページ運営を有用なものとなるような体制を整えることが望まれる。	当該ホームページは、平成30年３月にリニューアルし、現在は各ページごとの閲覧数等の集計が可能となった。現在は、集計結果をもとに評価分析を行い、県内外の方々のさらなる誘客促進のための情報発信を進めていくこととしている。
がん・生活習慣病対策課	（細事業）健康づくり推進のための基盤整備事業	〔県医師会への委託事業について〕 　現在、県の最大かつ喫緊の課題である「短命県返上」プロジェクトへの取組みの中で、「働き盛り世代の死亡率の高さ」を低下させ解決するため、職域において、健康づくりに関する	本事業の平成28年度委託料については、包括外部監査での指摘を受け、仕様書の内容に正確に基づき委託業務を行うよう県医師会に注意喚起したとともに、県においても仕様書

		属するもの」に含まれているとされており、ホームページには一般的に著作権が認められている。ただし、デザインを委託により製作している場合には、受託者に著作権があるため、契約書において二次的著作権の利用に関する原著作者の権利を包含する契約でない場合には、受託者の許諾を受けなければならないという（参考文献：「地方自治問題解決事例集」地方自治問題研究会編著　ぎょうせい）。公共のためのホームページにおいて、公益のための情報を公開する目的であるから、この事案においては、委託契約書において著作権の侵害を回避する条項を設けることで、県は制限のない形で利用可能な状態を保つことが可能だと考える。一者随意契約は限定的な適用範囲であることを再確認して、契約事務において、原則に立ち返った競争環境の構築を図るべきと考える。	
総合販売戦略課	「あおもり食のエリア」活性化事業	〔ホームページ上における随時更新の必要性について〕 　冊子である「あおもりの旨いもん」は年に１度の更新作成のため適時の掲載は困難と考えられるものの、ホームページの更新も年に１度の契約であるため、登録後速やかな更新がなされていない。 　広く国民に対して、本県の食情報の迅速かつ積極的な公開が望ましいと考えることから、ホームページの委任契約の内容等を見直すことで、新規料理が登録されたら速やかに情報発信できる仕組みの構築が必要である。	「あおもり食のエリア」サイトは、当課のあおもり産品情報サイト「青森のうまいものたち」内のコンテンツの一つであり、「青森のうまいものたち」は、平成30年３月にリニューアルした。 　リニューアル後のサイトの運営管理委託契約において、著作権に係る契約内容としては、①成果品に関する著作権及び所有権が県に全て帰属すること、②著作物の二次利用について、受託者の承諾無く県が自由に使用できること、③受託者は著作者人格権（公

		知識を持ち、従業員に対して健康づくりの実践を促すことができる人財を養成することを目的として、健康リーダー養成研修とフォローアップ研修の企画及び実施等を公益社団法人青森県医師会（以下「県医師会」という。）に事業委託（契約額4,950千円）している。 研修の実施にあたっては、１人でも職域対象者がいれば、県の委託事業として認めるという運用で実施していたが、健康リーダー養成研修13回のうち、職域対象者が１人もいない研修は５回あり、その研修実施費用も委託事業対象経費とされていた。 この地域住民のみの研修費用の他にも、委託事業対象経費として不適当な経費や金額誤りなどが発見され、所管課による後日調査により、平成27年11月16日と11月26日の健康リーダー養成研修には、職域関係者各2名の参加があったことが平成28年２月９日に監査人に説明された。この事実を反映すると県医師会へ返還請求すべき金額は422,308円となる。 この他にも、県医師会から提出された実績報告書の研修修了者の人数について、記載誤りがあり（10月29日今別町、修了者全数（誤）51名→（正）21名）、県は、本来であれば検査確認時に指摘し、修正対応すべきであったこと、また、委託業務の完了報告を口頭で受けて履行確認し検査調書を作成し、後日、書面で研修実績書類を徴収していたこと、及び、県医師会においても、仕様書によれば受講者の安全面に配慮して傷害保険に加入して研修実施することになっているが、失念により付保し	に基づいた業務内容に係る経費であるかどうかを挙証資料及び聞き取り等により複数の者でチェックを行い、再発防止を徹底した。 また、返還請求すべきとの指摘があった平成27年度委託料については、改めて精査した結果4,461,117円で再確定し、既支払委託料額との差額の488,883円をH30.3.27付けで県医師会に返還を求めた。（県医師会からはH30.3.30付けで収納済。） なお、本事業は平成28年度で終了となっている。			
			ない事業実施（深浦町）があったこと等、県及び県医師会双方に不適切な事務が発見された。 これらのことにより、県における委託事業の確認業務及び領収書確認業務が、明らかに不適正であったと判断された。なお、担当者より、平成27年度は年１回の領収書等の確認業務であったが、委託事業対象経費となるかどうかの判断も含めて四半期ごとの確認事務を行っているなど、平成28年度は既に改善に向けた取組みを行っている旨の説明があった。		
			〔健康推進本部設置の効果について〕 健康推進本部は、特定の地域に存在する健康状態に関する大きな課題に対して、地域全体で取り組むために、県知事主導により設置した組織体であり、部局横断組織であることから、その運営状況について、適時性を持ったメッシュの細かな進捗管理が必要だと考える。施策の実行には財源があり、予算の枠内で最大の効果を引き出すべきである。その意味では、この３年間で３千万円もの事業費を費やした大事業にしては、健康推進本部会議が示す金額や数値的な情報が少なく、成果の指標も議論されずに漫然と個別の事業を進めている印象が強い。事業評価指標の達成度合いの測定を行わなければ、後々には、その設置意義すらも問われかねないと考える。今後、この健康推進本部が更に実効力を高めるためには、市町村が主体的に進める方向性を睨みながら、地域県民局の各部局や市町村の役割を横断的に設定して、個別事業の自己評価を行い、達成状況と今後の事	下北地域健康なまちづくり事業	下北地域県民局地域健康福祉部
				平成30年３月２日に開催した下北地域県民局健康なまちづくり推進本部・幹事会合同会議において、平成29年度下北地域健康なまちづくり事業の実施状況及び事業成果について報告を行った。 併せて平成30年度以降の取組方針について協議を行った結果、重点枠事業としての各部の取組は平成29年度をもって終了とすること、今後は各部において下北地域の健康づくりを意識しながら各種事業に取り組んでいくこととし地域健康福祉部は各部の取組をサポートしていくこと、下北地域の課題である肥満対策及び受動喫煙対策については、むつ保健所の通常業務の中で引き続き重点的に取り組んでいくこと、推進本部は今後も保健所の取組を中心として市町村、企業、各種団体等の健康づくり	

		業計画について健康推進本部内で積極的な議論を行うなど、総合対策事業に求められる管内全体の協調連絡体制を構築する必要があると考える。	の支援を行っていくこと、などの方針を決定した。

○　平成29年度分

監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
（地域産業課から産業立地推進課に移管） 産業立地推進課	プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業 プロフェッショナル人材受入支援事業費補助	〔補助額の算定における管理職手当の取扱いについて〕 プロフェッショナル人材受入支援事業費補助金の対象経費は、雇用企業がプロ人材へ支払う基本給および管理職手当、人材紹介事業者に支払う紹介手数料である。対象経費に管理職手当を加えた趣旨は、当事業は管理職クラスの人材の県内企業への還流を想定しており、中小企業にとって管理職クラスの人材の紹介手数料及び人件費を負担することは厳しいという実情より、可能な限り支援範囲を広げるために、月額固定とし多くの企業で管理職手当と基本給を設けているとの想定のもと、管理職手当を算定基礎に加えているとのことであった。 補助金交付時に論点となるのは、補助対象者の給与額細目のうち、どの部分までが管理職手当に含まれるかという点である。県は管理職手当という名称での支給ではなくとも、実質的に管理職手当と判断できれば補助金算定基礎に含めるという対応を取っている。しかし、県として管理職の定義を明確にしておらず、管理職手当の範囲の判断指針等の整備もなされていないため、ケース毎に担当者の判断により各種手当を算定基礎に加えるか否かの線引きを行っており、属人的な判断に依拠せざるを得ない状況にある。 現状、管理職および管理職手当の定義や判断指針がない状況で、担当者の属人的な判断により補助金算定基礎の範囲が決められていること、結論に至る判断過程の文書化がなされていないことは問題である。 他県の同補助金は算定基礎として、「支給額全額」「基本給のみ」「紹介手数料のみ」と定めているケースが多数であり判断の入る余地はない。今後、県として「管理職」の定義を明確にすること（労働基準法上の管理監督者とする等）や「管理職手当」の範囲を事前に明確にすること、または他県と同様に客観的な補助金算定基礎を採用する等の対策を講じることで、公平かつ透明性のある補助事業を行うべきである。	平成31年度から、当該補助金においては補助対象経費から「人件費」を除き、「人材紹介手数料のみ」とすることで定義を明確にした。
（地域産業課から産業立地推進課に移管） 産業立地推進課	プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業 プロフェッショナル人材受入支援事業費補助	〔プロ拠点ＨＰから県補助金ＨＰへのリンク切れについて〕 当事業は、おおまかに〔プロ拠点運営→人材マッチング→補助金交付〕という事業フローで行われている。うち〔プロ拠点運営→人材マッチング〕部分は委託先である一般社団法人青森県工業会が行っており、〔→補助金交付〕部分は県が単独で行っている。結果、補助金関連の情報提供は一般社団法人青森県工業会ＨＰ（プロ拠点ＨＰ）ではなく、県ＨＰにて行われることとなる。 一連の〔プロ拠点運営→人材マッチング→補助金交付〕という事業フローにて連続性を持った情報提供を行うためには、事業上流部門に位置する一般社団法人青森県工業会ＨＰ（プロ拠点ＨＰ）から下流部門の県ＨＰへと確実にリンクが張	監査実施中に監査人からの意見を受け、委託先団体に依頼し、ただちにリンク先を修正した。

					（対応が経営者であっても）内容が資料交付に留まるケースはカウントしない）。」と記載されている。すなわち「相談」とは、経営者への制度説明や意識喚起等を行うこと、結果経営者が当事業へ興味を有すること、将来的な制度利用に向けて継続的なアプローチが必要な先であること等が要件である。 しかし、成果報告書上の相談件数157件はプロ拠点から企業への総訪問件数を記載しており、継続的なアプローチが可能ではない等の「相談」の定義に合致しない先も含まれている状況であった。これでは成果報告書から正確な事業成果を図れないため問題がある。県担当者として成果報告書上の相談件数は誤りであり、適切な相談件数は71件であることを認識しているが、成果報告書の訂正等は求めていなかった（平成29年12月監査時点で成果報告書の訂正を求めているとのこと）。県として、受託者の成果報告書に適切な「相談」数を記載することを受託者へ求めること、相談数をＫＰＩとして運用している以上、適切な把握・認識を行うことが望まれる。		
				（地域産業課から産業立地推進課に移管） 産業立地推進課	プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業 プロフェッショナル人材受入支援事業費補助	〔県のプロ人材成約件数（ＫＰＩ）の事実確認について〕 監査において、委託先から報告を受けたプロ人材成約件数について、県としてより深度ある成約事実の確認を行う必要があるものと判断された。 平成28年度におけるプロ人材成約件数（ＫＰＩ）は前述のとおり目標12件に対し、実績13件という状況である。実績13件のうち、補助金交付に至った８件は補	民間人材紹介事業者から委託先団体に毎月送付される成約報告書を、委託先から県に提出する月次報告書に添付させ、県が成約の事実確認を行うこととした。
		られることが求められる。しかし、このリンクが平成29年11月の監査日時点で切れていることが確認された。現状では事業フローに沿った情報取得が困難な状況にあり、地域企業の利用可能性を狭めている。 リンクが切れている原因は、平成29年度初めの所管変更によるＵＲＬ変更に適切に対応できていなかったためとのことである。今後は委託先と県の間でインターネット広報の情報連携を密に行う体制を構築し同様の事態がないよう留意すべきである。なお、当指摘のリンク切れは、監査中直ちに修正されていることを確認した。						
（地域産業課から産業立地推進課に移管） 産業立地推進課	プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業 プロフェッショナル人材受入支援事業費補助	〔受託者のプロ拠点相談件数（ＫＰＩ）の誤認識について〕 業務受託者から提出された事業の成果報告書には、相談件数の目標120件に対し実績は157件（達成率131％）との記載があるが、実際は前述の通りの59％の達成状況である。この理由は「相談」の定義について受託者の認識に誤りがあることに起因している。 相談の定義として、受託者と取り交わした業務仕様書上「相談件数は、中小企業等との面談により相談を受けた総件数とし、資料交付に留まる場合は含まない」と記載されており、国が示したプロフェッショナル人材事業に関するＱ＆Ａによれば「相談件数は、少なくとも中小企業経営者との面談により、制度説明、意識喚起、および経営課題の聴取を図った先であって、その後、少なくとも継続的にアプローチが可能な関係性を築けている先を１先とカウントする（企業の受付担当者等への説明や、	監査実施中に監査人からの意見を受け、委託先団体に相談件数を適切にカウントするよう申し入れを行うとともに、成果報告書を速やかに修正した。					

		助金交付事務に伴い辞令や給与明細等の転職先企業から得られた外部資料の閲覧により確認している。しかし、補助金交付に至らなかった５件についてはプロ拠点から提出を受けた月次の成約事例情報や年度の事業成果報告書のみで事実確認を行っている状況であった。プロ拠点から提出を受けた月次の成約事例情報や年度の事業成果報告書は、プロ人材の姓名や経歴、プロ人材に該当するかといった判断等の詳細な記載はなく、そもそもプロ拠点が自ら作成した内部資料である。プロ拠点運営は委託により行われており、その業務仕様書上に明確にＫＰＩとして成約目標12件が記載されている以上、一般論として受託者は目標達成に向けて架空の成約を記載するといった不正を行う動機を持つことも想定される。以上より、県は補助金交付に至らなかったプロ人材成約についても深度ある事実確認を行う必要性がある。 具体的な対応としては、プロ人材の取り繋ぎを行った民間人材紹介会社より成約証明を入手すること、プロ人材を受け入れた企業より辞令や給与明細のコピーを受け取ること、県からプロ人材を受け入れた企業へ書面確認を行うこと等が想定される。				対しては交付がなされなかった。この場合、本事業の実施にかかるＫＰＩ（プロフェッショナル人材の採用件数）のみを、地方創生加速化交付金のＫＰＩとして設定・評価すべきと考えられるが、首都圏窓口強化事業で設定したＫＰＩ（青森暮らしサポートセンター相談数・移住決定数）も評価指標として残存してしまっている。 国の地方創生加速化交付金を受けるためには、具体的なＫＰＩ設定および結果の詳細な検証という厳格なＰＤＣＡサイクルの適用が求められているところであるが、そのためには、他の事業の成果を本事業の成果として流用して良いわけはなく、交付申請書類の内容は不適切であると判断する。 地方創生加速化交付金事業に対する青森県としての評価結果を見ると、「取組概要」にてプロフェッショナル人材戦略拠点を整備・運営する取組のみが明示されているが「本事業における重要業績評価指標（ＫＰＩ）」「直近の実績値」では、指標①（プロフェッショナル人材の採用件数）のほかに指標②③として青森暮らしサポートセンター相談数・移住決定数も評価項目に含まれてしまっている。一方、「評価-実績等に対する意見」ではプロフェッショナル人材の活用に向けた拠点の整備・運営が適切である旨が記載されている。青森暮らしサポートセンター相談数・移住決定数は、プロフェッショナル人材の活用とは関連性は極めて薄く、指標②③達成度（青森暮らしサポートセンター相談数・移住決定数は目標を上回ったという事実）と評価結果（プロ	た。	
（地域産業課から産業立地推進課に移管） 産業立地推進課 ※地方創生加速化交付金のＫＰＩは、企画調整課において設定	プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業 プロフェッショナル人材受入支援事業費補助	〔他事業の成果指標を地方創生加速化交付金のＫＰＩに設定している〕 県は当初、本事業とNo.11首都圏窓口強化事業を合わせた二つの事業を「地方創生人材確保事業」として、国へ地方創生加速化交付金の交付申請を行ったが、採用・交付に至った事業は、本事業のみであり、首都圏窓口強化事業に	当該交付金事業は、平成28年度で終了したが、今後、類似の事業（地方創生推進交付金等）の実施に当たっては、各事業の採択状況を踏まえた有効かつ適切なＫＰＩが設定されるよう、精緻な検討及び適正な事務手続を徹底することとし					

			事業	転職フェアの実施に関し、受託事業者より面談者数や面接者数、就職決定数などの実績データの提供を受けている。 しかし、参加者11社のうち、１社について実績値（面談者数、面接者数、内定数、就職決定者数等すべて）が「結果確認中」と記載された状態のまま、事業報告書として検収されている。 フェア開催が２月であり、３月時点で状況が不確定なケースも想定されるため、やむを得ない部分もあるが、契約書上、就職状況調査は必須とされており、それが不完全な状態での検収となってしまっている。また、後日口頭で結果を聞いたとの担当者の説明であったが、重要なデータであり事業の成果や事業効率にもかかわる部分のため、事業報告書の該当部分の差替え版をすみやかに入手するなどの対応が必要だったのではないかと考える。	直ちに委託先から該当部分の差替え版を受領した。
労政・能力開発課	ＵＩＪターン人材誘致促進事業	〔事業成果指標について〕 県が作成している主要施策成果説明書において、本事業は、成果指標として「あおもりＵターン就職支援センター利用者数」のべ9,422人、「うち就職者数」39人を記載している。 このうち、「就職者数」には、県外への就職者数８名及び、就職先の県内・県外の別について回答されなかった３名を含んでおり、成果指標として適切ではない。当センターにおいては、県内の就職情報しか扱っていないため、県外へ就職した件数を事業の成果とすることは不適当であり、県外就職件数８件及び県内・県外について回答がなかった３件を除いた、28件を平成28年度の実績とす	あおもりＵターン就職支援センター（現あおもりＵＩＪターン就職支援センター）の就職者数については、県内就職者数のみを実績とすることとした。 また、利用者数については、センターの活動量を図る指標として有用であることから、引き続き継続して把握し、活用することとするが、併せてセンターの利用状況の把握に有効な他の指標についても、今後検討し、設定することとした。			フェッショナル人材の活用に向けた拠点運営は適切かつ効果的であり、地方創生に有効であった）の間には因果関係が認められない。 今回のケースでは、いずれにせよ指標①（プロフェッショナル人材の採用件数）が達成されているため、評価結果の変更の必要はないものと解するが、県として「取組」と「評価結果」の間で一貫性を持ったＫＰＩの設定・評価をすることが望まれる。	
労政・能力開発課	あおもりＵＩＪターン推進事業	〔目標（成果）指標の設定について〕 県では本事業に参加者数や就職決定者数といったアウトカム指標を設けず、マッチングの開催回数や求人提供社数等のアウトプット指標を目標値として用いている。 確かに、本事業の趣旨は転職等の機会を提供することにあるため、一定程度の回数を行うことを指標とすることには合理性があり、回数をこなせばそれに比例して参加者数等も向上する、という考え方もある。 しかし、最終的な目的はＵＩＪターン就職を通じて県への労働人口の移動を図ることが狙いであることや、事業効率（ＵＩＪターン就職者1名あたりのコスト等）の算定・測定を考えると、参加者数や就職決定者数等も目標（成果）指標として加えるのが妥当と思われる。 なお、所掌課作成の資料では平成28年度の主要事業の実績として参加者数や就職者数の記載があることから、当該指標の重要性は認識しているものと思われる。	今後、同趣旨の事業を実施する場合は、有効な事業評価を行うための適切な指標について検討し、設定することとした。 なお、あおもりＵＩＪターン推進事業については、平成28年度で終了している。				
労政・能力開発課	あおもりＵＩＪターン推進	〔事業者からの実績データの入手について〕	意見のあった事業報告書については、				

							ず、消耗品の購入に充てられたことが推察され、当該消耗品の購入内容は、クリアフォルダー及びタッチペンの購入であった。　この、クリアフォルダーとタッチペンの使途について、所管課を通じて確認したところ、就労意識形成セミナーの参加者に対して配布するために購入したとのことであった。 当委託契約の締結にあたり、所管課は委託業務に関する見積書の入手を省略しているが、見積書の入手を省略している理由として、県で積算した単価・金額により相手方に業務を委託するものであることから、見積書を徴取する必要がないと認められるためとしている。しかし、実際には県で積算した内容で事業が行われていたとはいえず、クリアフォルダーやタッチペンの購入が就労意識形成セミナーの参加者に対して配布するためのものであれば、見積書の入手を省略するのではなく、業務委託契約の締結前に、クリアフォルダーやタッチペンの購入を反映した見積書を委託先に提出させて、その内容を所管課で確認した上で契約の締結をすべきである。同様の処理は平成27年度にも行われ、２年続けてこのような処理が行われており、早期に処理を是正すべきである。		

		７～10万円のケースもあり、他の企業見学会の借上げ代と比較すると高コストと思われるものも散見された。当事業による、企業見学会のバス借上げ代の一部負担は平成３年から行われており、企業見学会の実施計画書の確認を行っている所管課が、バス１台あたりの借上げ代の相場について豊富な情報を有しているはずである。そのため、企業見学会の実施計画書を確認する段階で、参加予定生徒数に対して明らかにバスの借上げ代が高額と思われる企業見学会については、企業見学会を実施する高校に対して、費用対効果の側面から、相見積もりを取るように依頼する、マイクロバスの利用の検討を促す、といった対応が必要である。	あるが、そうではない明らかに高コストと思われる配車計画に対しては、審査段階においてコスト抑制策を講じるよう指導するなど、学校への配車計画の見直しとを求めていくこととした。
労政・能力開発課	新規学校卒業者県内就職促進事業	〔バス借上げ代の負担方式について〕 バス１台あたりの借上げ代の負担について、平成28年度は１台あたり23,000円を上限に所管課が負担することとなっている。この負担の仕方について、借上げ代の一定割合を負担する、若しくは、一定金額以上を超えた借上げ代について負担するというわけではなく、借上げ代が発生したものについて23,000円を上限に負担するため、例えば借上げ代が23,000円以下の場合は、全額所管課が負担することとなり、学校の負担はゼロである。平成28年度は39校、64の企業見学会が実施されたが、そのうち５つの企業見学会は学校の負担がゼロであった。 平成28年度の64の企業見学会の１台あたりのバス借上げ代を監査人が集計したところ約58,000円であった。このバス借上げ代の負担は、バスの借上げにはある程度の費用負担が生じるため、少しでも学校側の負担を和らげようという趣旨で行われていると考えられ、10,000円や20,000円と少額の場合にまで全額所管課が負担する必要性は乏しいものと考えられる。そのため、バスの借上げ代の負担の仕方についても、バス借上げ代のある一定割合を負担することとしたうえで上限を定めるなど、バス借上げ代を負担することの趣旨、現状の企業見学会の実施時のバス借上げ代の相場等を勘案しながら、負担金額の設定をすべきものと考える。	県負担額について、実支出額または、予算に応じた一定額のいずれか低い額としていたところであるが、小額の場合や高額の場合など、金額に対応した県負担について、学校関係者等の意見も踏まえながら、見直しを検討していくこととした。
学校教育課	高校生の就職総合支援プロジェクト事業	〔参加対象範囲の拡大について〕 今回の事業は教職員のみを対象とした事業であったが、アンケートの結果、「教職員だけではなく保護者・生徒自身も連れて行くほうがいい」といった意見も見られた。アンケート結果の他、委託先の意見や受入企業の対応の可否等を総合的に判断し、生徒や保護者も参加する事業として、事業の再構築を図っても良いであろう。 また、そうした場合、商工労働部労政・能力開発課で行っている「新規学校卒業者県内就職促進事業」と趣旨も内容も同じような事業となるので、両課が共同して、より効果的な事業となることを期待する。	平成30年度重点枠事業「高校と県内企業の連携ネットワーク強化事業」において、「学校による企業探検プログラム」及び「高校の特色発信プログラム」を実施し、教職員だけでなく生徒、保護者が企業見学や交流会等に参加することを通して、企業への理解を深めることとした。 また、事業実施に当たっては、商工労働部や地域県民局等と連携し、より効果的な取組を行うこととした。
総務学事課	あおもりキャンパスＬＩＦＥ魅力再発見推進事業	〔他事業への決算額の振替〕 決算統計節別集計表の使用料及び賃借料の金額が本事業の執行額の資料上の金額より24,000円少なかったため、その理由を確認したところ、当該事業については、年度途中で予算オーバーが見込まれたため、青	事業単位で予算の執行状況を管理し、当初予算に過不足が生じることとなった際には、予算の補正等を行うことで、適正な予算執行を行うよう、課内に周知徹底した。

		森会場のワラッセの会場費を他の事業（私立学校審議会）に振り替えてしまったとのことであった。 過去の包括外部監査でも改善提言をしているが、決算額を正しく集計し、費用対効果の分析、次年度以降の予算作成に役立てるためには、そのような無意味な振替はすべきではない。	
総務学事課	あおもりキャンパスＬＩＦＥ魅力再発見推進事業	〔委託先が固定化していることについて〕 県内大学等の情報冊子「青い森の学生ＬＩＦＥ」の作成については、随意契約により、平成28年度は、平成26年、27年と同一の業者に委託している。一応、平成26年度、平成27年度、平成28年度と、冊子の制作料単価の推移は、@1,142円→807円→726円と下がってきているものの、このような作成委託は、ホームページのドメイン名や写真素材の権利関係で同一事業者への継続発注になりがちである。この冊子でいえば、デザインの統一性への配慮から、同一業者への随意契約になっている。 実質的に、初年度に受注した業者が、翌年以降も随意契約で受注できてしまい、業者も固定化している傾向にあるので、権利関係を県に帰属させる仕組みとか、見積もりを取る際も新規に1社追加するなど、公正さを保つ工夫が必要と考える。	平成30年度の当該事業における制作物の委託については、指名競争入札を実施した。
監理課	働かせたい・働いてよかった建設業発信事業	〔建設写真コンテストの参加人数低迷について〕 平成28年度の建設写真コンテストは開催したものの参加者が１名と低迷し中止となった。当事業の直接的な支出は少額であるが、県担当者のコンテスト準備（審査員選定・会場確保等）にて相応の行政コストが発生している状況である。参加人数低迷の原因は、対象者を小中学生に絞ったこと、宣伝不足にあるものと考えられる。 対象を小中学生に絞った理由は、従前行っていたポスターコンテストを踏襲したためとのことであった。しかし、建設業の魅力を再発見してもらい入職を促すという趣旨から、より就職時期が近い高校生・大学生を対象者から外す理由はなく対象に加えるべきであったのではないだろうか。また、そもそも写真が趣味の小学生・中学生は少ないものとも考えられ、応募者が少ないことは必然ではないだろうか。 また、宣伝方法は青森市の小中学校を対象にチラシ配布し、青森市以外の者へはＨＰにより情報提供をしているが、青森市以外の県民は、開催事実を目にする機会が少ないと思われる。チラシ配布を全県でやるべきでなかっただろうか。 緻密な現状分析と、もっと想像力を働かせて企画を行うべきであったと考えられる事案である。今後、県として、対象者の妥当性や有効な宣伝方法のありかた等についての検討を行い、より効果的な事業実施を行うことを求める。	チラシの告知スペースの拡大や配布地域の拡大、他の取組（バスツアー等）での宣伝強化など、宣伝方法の改善に取り組んだところ、平成29年度は36点の作品の応募があり、コンテストを開催できた。 なお、当該事業は、平成29年度で終了したが、今後、類似の事業を実施する場合においても、対象者の妥当性や有効な宣伝方法のあり方について、過去の実施例や、他団体の類似の取組例などを踏まえ、精緻に検討することとしている。
監理課	働かせたい・働いてよかった建設業発信事業	〔決算額の誤り〕 当事業にて報償費を192,200円支出しているが、決算上では170,000円となっている。これは決算統計節別集計表作成時の認識不足により、当初予算値170,000円を上限に決算額とし、差額22,200円は同じ細目の他の細事業へ充当としたとのことであった。また、使用料及び賃借料としても90,390円を支出しているが、決算統計節別集計表	平成29年度決算では、関係書類を照合し、事業別支出額と決算額を一致させることにより、適切な事業別決算を実施した。

		作成時の認識不足により、決算上は73,590円となっており、差額の16,800円は同じ細目の他の細事業に充当されていた。担当者の認識不足等により決算額が誤っている状況であり、適切な事業別決算の実施を求める。	
監理課	働かせたい・働いてよかった建設業発信事業	〔夏休み親子バスツアー参加者の地域の偏りについて〕 平成28年度の夏休み親子バスツアー（青森市出発）は、定員40名に対し応募133組336名と人気を博したが、応募133組中131組が青森市在住の者であり偏っている状況が見て取れた。確かに、出発地が青森市であることを考慮しても、青森市から近い黒石市・五所川原市・平内町・藤崎町・弘前市等の相応の人口を抱える隣接市町村からの参加がないことは不自然である。 この原因は、当該バスツアーのチラシ配布を青森市内の小中学校に限定しており、青森市外の者にはＨＰで周知されるにとどまったことが要因と思慮される。このような現状は全県民の参加機会の確保という点から好ましくない。当事業が県民にとって魅力的なコンテンツであるからこそ、全県民を対象に均一の周知活動を行う、津軽地方の土木遺産見学が主目的のツアーであるため津軽地方からの参加を可能にする等の対策が必要であったのではないだろうか。また、物理的な参加可能距離を勘案し、宣伝に強弱をつける場合であっても、少なくとも青森市に隣接する黒石・五所川原・平内・藤崎等の小中学校には青森市と同様の周知を行うべきであっただろう。 加えて、平成29年度のバスツアーは青森出発と八戸出発の２会場で実施されており、開始２年目で中南津軽地区発のツアーがなされていない。事業趣旨に合致する土木遺産がなかったためとのことであるが、全県民の参加機会の確保という観点から、今後の中南津軽地区発の開催も望まれる。	平成30年８月８日開催の夏休み親子バスツアーについて、弘前市とその周辺市町村（中弘南黒地区）に周知を行った結果、応募者総数367人中、周辺市町村からの応募者数は101人であった。 また、８月10日開催の夏休み親子バスツアーについて、八戸市とその周辺町村（三八地区）に周知を行った結果、応募者総数331人中、周辺町村からの応募者数は45人であった。 なお、平成31年度においては、東津軽郡及び西北五地区並びに上十三及び下北地区の２か所で、周知・開催を予定している。
広報広聴課	住んでよしの青森県！移住促進プロジェクト	〔委託業務内容の仕様書への記載漏れ〕 総合的県外向け広報誌作成・配布業務について、企画提案プロポーザル方式による随意契約が締結されている。この委託業務においては、県が受託者から徴取した見積書には「専用ページデザイン・構築としてＷＥＢサイト制作費」が含まれており、実際にＷＥＢサイトの専用ページは制作されている。しかし、委託契約書及び仕様書には「ＷＥＢサイトの専用ページ」については記載がなかった。 実際には、口頭での県と受託者の間で合意はあったとのことであり、ＷＥＢサイトの専用ページは制作されているので、実害はなかったと言えるが、委託契約書及び仕様書の作成・締結においては、明記すべきであった。 委託契約書及び仕様書の作成及び契約の締結においては、相手先との合意内容に関して遺漏のないよう留意するべきである。	「住んでよしの青森県！移住促進プロジェクト事業」は、平成29年度で終了した。 今後類似の事業を実施する場合には、委託契約書及び仕様書の作成等に遺漏の無いよう、複数名での確認を徹底することとした。
地域活力振興課	住んでよしの青森県！移住促進プロジェクト	〔取組みごとの予算・決算分析〕 本事業においては、移住の各ステージ（青森県を知ってもらう→移住に関心をもってもらう→移住を決めてもらう→住み続けてもらう）に渡って、様々な手法による情報発信やイベントの開催等、広範な種々の取組みを行っており、予算	「住んでよしの青森県！移住促進プロジェクト事業」は、平成29年度で終了した。 今後同様の取組を行う場合には、県の会計制度に基づき適切な事業区分で予算執行及び決算処理を行い、今後の事業計

		規模も地域活力振興課と広報広聴課の合計で57百万円と比較的大きい。しかし、各ステージに対応した取組みごとの予算・決算資料が作成されていない。 県担当者によるとその理由は「財務規則等で求められていないから」とのことであるが、取組みごとの予算・決算資料を作成することによるメリットは存在する。 監査人が推計した本事業の予算及び決算の取組みごとの内訳は、旅費（県職員の旅費等）、需用費（事務用品費及びコピー代）、役務費（通信費や郵送料）等、県作成の資料から取組みごとに区分するのが困難であった事業費を除いているが、このような大まかな区分であっても、「もっと知りたい」や「住んでみたい」といった初期のステージ（本県への移住を具体的に検討する前段階）の母集団に対して訴求する取組みに重点を置くという県のねらいや、実績としてそれらの計画が概ね予定通り遂行されたことが財務の観点から明らかとなる。一方で、「青森に住みます」という取組みでは予算執行率が相対的に低く、計画した事業の執行上問題があったことが推察され、課題が明確になる。さらに、この結果を踏まえ、次年度以降の予算策定に生かすことも可能であり、いわばＰＤＣＡサイクルの可視化に資すると考えられるのである。 以上のことから、取組みごとの予算・決算を分析することにより、ステージごとの予算のかけ方や実績、効果等を総合的に勘案することで、今後の事業計画に生かす視点を期待したい。	画に活かすこととした。						
地域活力振	住んでよしの	〔移住者受入地域協議会活動支援事業費補助金について〕 県は、本事業のうち「青森に住みます！事業」という取組みの一環として、市町村における移住者受入組織の設立を促すため、市町村が地域の移住者受入協議会の活動を支援する場合に、その経費の一部を補助した（移住者受入地域協議会活動支援事業費補助金）。補助率は１／２であり上限は50万円であった。 当初予算では、2,500千円（500千円×５市町村）を計上していたが、実績としては、１市町村に対する71千円の執行に留まった。 予算執行率が2.8％と著しく低かった原因としては、市町村に対する間接補助であり、官民が構成する組織の設立を想定しているため、仮に移住受入組織の設立の機運が存在したとしても、市町村が当該組織に対して補助する体制が整わなければ県の補助金も生かせないという状況であったことが指摘される。また、官民が構成する組織の設立を想定しており、民間の移住者受入組織を直接の補助対象とはしていないため、いわゆる使い勝手の悪い補助金であった可能性も指摘されている。また、全国的に昨今高まっている移住者促進の動きに対し、県内の市町村の取組みが相対的に遅いために、潜在的な移住者に対する情報発信、移住相談やイベントの開催が優先され、実際に移住する、あるいは、既に移住した住民へのサポートについては後まわしになっている可能性も否定できない。ただし、移住に関する諸施策を検討する際に、移住者が地元に定着するためのサポートは重要であり、その重要性に関する認識は徐々に高	「住んでよしの青森県！移住促進プロジェクト事業」は、平成29年度で終了した。 後継事業の補助金においてはスキームを見直し、市町村への直接補助も可能とした結果、４市町への交付を決定したところである。	青森県！移住促進プロジェクト	興課				

		まっていると推察される。 　以上のことから、移住者受入体制の整備促進のため、市町村との連携や民間団体への直接的な支援も視野に入れつつ、引き続き効果的な手法を検討することを期待したい。					２名の県職員の企画・随行にかかる人件費と相応の行政コストが発生しているが、あくまでも参加者は「（意見）参加者要件について」に記載したように県外者へ青森の魅力を伝える機会がさほど多くないとも考えられる一般県民であると推察され、ツアー内容としては通常の観光ツアーという側面が強く、あえて県が一人当たり19,011円（支出ベース。県職員の企画・随行にかかる行政コストは含まない）もの高額のコストを負担する必要性は費用対効果の観点から低いものと思慮する。県として、費用対効果を見込んだうえで全般的なコスト削減を行う必要があったのではないだろうか。 　事業効果について県は「実際の参加者以外への情報配信も成果と考えており、「あおもりっていいなぁ」サイト及び連動したＦａｃｅｂｏｏｋ上での交流会の報告について2,942件の閲覧を得ていることから、経済性、効率性の観点からも一定の成果を得ていると捉えている」と説明しており、確かに青森県の魅力の発信において一定の効果はあったものと思慮される。しかし、敢えて多額の行政コストを要し参加者を集めツアー形式としたからには、参加者からの積極的な情報発信が求められるところであろう。県は参加者がツアーで気づいた魅力を、どのように発信するかについては参加者の意思にまかせフォローは行っていないが、当事業のパッケージングとして参加者が発見をした魅力を発信する仕組み（例えば、コスト削減により参加料無料または低額とする一方でレポートを書いてもらい、優秀作品をＨ		
地域活力振興課	つながる県民もっと拡大事業	〔県内交流会の参加要件及び実施の必要性について〕 ・参加者要件について 　バスツアー企画運営委託に係る仕様書や県の事業概況説明において、県内交流会の参加対象者はウェブサイト「あおもりっていいなぁ」の利用者（以下、サイト利用者とする）とする旨が記載されているが、仕様書等に反しサイト利用者ではない者も県内交流会へ参加していた可能性がある。 　県は「参加者要件については、仕様書等においてサイト利用者としているため、主にサイト及び連動したＳＮＳでの告知を行ったものである。ただ本交流会の情報に触れることを契機として、新たなサイト利用者・青森ファンになっていただくという観点から、サイト利用者以外の参加を排除するものとは考えていなかった」と説明しているが、仕様書の記載に反する業務実施であり、サイト利用者以外の一般県民の参加ではサイトを通じた情報発信効果は限定されることから、結果として青森県の魅力に関する情報発信効果が低下し、以下「（意見）事業実施の必要性について」の記載と関連し、事業の有効性を下げる一因となっているものと考えられる。 ・事業実施の有効性について 　今回の交流会では、県費361,220円（参加者一人当たり19,011円）の支出及び	当該事業は平成29年度で終了したが、今後、類似の事業を実施する場合には、より効果を高めるべく参加者や実施方法について検討し、また事業効果についてもより可視化可能なものとして共有するよう改善する。						

		Ｐにあげる等）を作ることも事業有効性をあげる一つの手段であり検討の余地はあるものと解する。また、その他の監査上の問題点として「サイト及び連動したＦａｃｅｂｏｏｋ上での交流会の報告について2,942件の閲覧があった」という事業効果に関する県の説明を受けたのが監査の最終段階であり、それ以前の監査における資料の閲覧およびヒアリングからは認識することが出来なかった。本来であれば事業効果を課内で文書化・共有・認識し、適時適切に説明できるような体制を整えることが、事業の有効性の観点や、適切なＰＤＣＡサイクル構築の観点からも当然望まれる。 　平成29年度からは県内交流会は実施していないとのことであるが、今後、類似事例において上記検討を求めたい。	
広報広聴課	戦略的コミュニケーション構築事業	〔他の事業との連携について〕 　せっかく作成した動画コンテンツなのだから、その評判を確認するため、他の事業（あおもりＵＩＪターン推進事業（商工労働部労政・能力開発課）の移住フェアなど）の参加者にアンケートを取って、動画の存在について認知度を測定するなど、当該広報事業が転・就職や移住などを通じた人口増加に影響を及ぼしているかどうかなどを把握するとよい。また、それらの意見を踏まえ、その後のコンテンツ内容や情報拡散方法の参考に資するものと思われる。	県が東京都内で開催する就職関係イベントにおいて、動画コンテンツの認知及び感想などについて参加者アンケートを実施し、今後の参考にすることとした。
広報広聴課	戦略的コミュニケーション構築事業	〔コンテンツの有効活用〕 　作成した動画コンテンツは、ＳＮＳ等で配信するほか、県庁や県の機関のエントランスでこれらの映像を流す、あるいは青森駅や新青森駅、青森空港などの待合室で流すなどにより、コンテンツの有効活用を一層図ることができるものと思われる。ＳＮＳ等により積極的に情報を得る層ではなくとも、待ち時間などに受動的に何気なく映像を見た層が、その後の「買う」、「訪れる」、「住む」といった具体的な行動に少しでもつながることが期待される。 　また、監査時点では28年度で制作したコンテンツ20本が県のホームページ（トップページにアイコンあり）よりアクセスし、Ｙｏｕｔｕｂｅ上で視聴可能となっている。このほか、本事業とは別事業で作成したテレビ番組で放送したコンテンツ（12本）も同様にＹｏｕｔｕｂｅにアップされているが、こちらへのリンクは貼られていない。 　リンク貼りを行い、コンテンツライブラリーを充実させることで、共感獲得広報、それによる「買う」、「訪れる」、「住む」といった具体的な行動への後押しにつながる可能性が期待される。	動画コンテンツは、ＳＮＳで配信するほか、県内外の各種イベントや店舗などにおいても放映しており、今後も視聴機会を増やすことにより有効活用を図ることとしている。 また、別事業で制作したテレビ番組のコンテンツも県のホームページにそのＹｏｕｔｕｂｅ動画へのリンクを設定した。
農林水産政策課	地域を支える食品加工創造事業	〔業務委託契約における仕様書の定め方及び検査のあり方について〕 　本事業の食品モデル作成に関する業務委託契約の仕様書には、「本県に進出可能性のある食品加工企業12社以上を対象に原料の仕入れの実態や工場建設の考え方等についてヒアリングを行う。」、「企業訪問には、原則として、県も同行する。」と定められている。 　これに対し、業務委託先からの最終報告書においては、15社にヒアリングを実施した旨が記載されている	平成29年度事業での完了検査調書の中に、要件の充足の判断根拠を明示した。

が、最終報告書に記載された15社から、県内既進出企業２社と県職員のみが訪問し数は11社となり、企業仕様書の要件を満たしていないことになる。 この点に関し、県の説明によると、委託契約当初から、「県内既進出企業」「県内工場増設」でも、「県内に進出」ということは、件に該当する及び委託先において共有されていたとのことであった。しかし、「本県に進出」ということ要件が、県内に進出企業」２社、「県内既進出企業」の訪問を実績に含めれば、企業訪問数は13社となり、仕様書の要件を充足するとの解釈されるとのことである。 この解釈は、「食品加工資源の付加価値と雇用を創出する」という地域を創出分野との連携により、委託業務の目的と合致する「本県に進出」という文言の定義としては不適当であるとは言えない。しかし、仕様書や、業務の完了検査調書等の文書としてについては問題がないと考える。 検査調書には、検査意見として「仕様書のとおり、完了し適正に履行され、」の文言がこと」を認める」と「本県に進出」委託先からアリング実施先のうち、２社について委託先が訪問せず県担当者の報告書（「訪問結果概要」等）が借用されている実態について、かは明らかでない。及び完了検査の客観性確保のため、委託業務に関する	農林水産政策課	地域を支える食品加工創造事業	契約書及び仕様書に定義する要件を明確に定義し、また、ことが望ましい。要可件の充足に疑義が生じ、完了検査能性が場合には、調書の作成において判断の過程・根拠を明示することが望ましい。 「一者随意契約締結時の経済性確保について」 本事業における委託契約は、競争入札には適さないとして随意契約とされている。また、平成28年度の委託契約の締結時点において、具体的にどの企業を訪問するかは決定しておらず、候補となる訪問先企業に対してアポイントメントを取ることも委託業務に合まれており、県が委託先から徴取した見積書の直接経費には、旅費が含まれている。 このうち、企業への訪問・ヒアリングのための旅費について、予算に対し、実績は、307千円の委託先の職員1名が大阪へ1泊2日出張したのみであったこと、実績額は相当少なかった。監査人の試算による実績額と比較すると、仮に契約額に合めず、実費を委託契約先に委託費用弁償として処理していた場合、事業費が30万円程度節約できていた可能性がある。 本事業については、訪問先が確定されていない場合、旅費を委託契約関わらず、関わらない場合、事業額に含めていたことからこのような結果が生じている。 このような契約方法による委託先と、企業にとって首都圏に所在する200社あまりの候補先を選定すれば、訪問先を選定する際、相対的に旅費のかかったり、首都圏近郊の訪問先ならない首都圏を優先する誘因が生じる	当該事業は平成29年度で終了したが、今後同様の事業を施する場合には、仕様書の作成の段で、事業の経済性確保について留意し、条件を明確に記載することとした。

		では、700千円（補助率１／２）だったが、査定によって400千円（補助率１／３）となった経緯がある。同額の予算規模で、より有効な方法を模索するのであれば、補助率、及び補助金の上限を上げて、案件数を絞ることも選択肢ではないかと思われる。 また、「現状」として県産農林水産物の約70％が生鮮で県外へ出荷され、また、県内食品製造業者は中間加工品の約75％を県外から調達していることを基に、本県における中間加工業の潜在的な可能性・優位性を示唆し、中間加工分野の強化という事業実施の根拠としている。しかし、「中間加工品の約75％を県外から調達」という部分は、県企画政策部による平成17年産業連関表を出所としており、平成28年度の事業計画策定に用いる統計数値としては古いと言わざるを得ない。 最新の統計値データに基づいた事業の立案を期待したい。また、金額及び補助率の面で集中的な補助を企画することにより、画期的な商品開発を後押しすることも視野に入れることを期待したい。	は、年度も考慮し、年度が古い場合には、参考値として取り扱うこととする。 補助率、補助上限額は、これまでの他の県補助事業を根拠に査定があったが、結果、実施率が低いことから、補助事業の構築にさらなる検討の余地があったと考える。今後、類似の事業の構築に当たっては、産業振興の観点から、事業効果や実施率の高い、真に必要な事業となるよう、十分な検討を行うこととする。
新産業創造課	青森ライフイノベーション戦略推進総合対策事業	〔会場費の一部を他の事業に付け替えている〕 決算節別集計表の使用料及び賃借料の金額が、支出命令書の金額の集計値と一致していなかったため、確認したところ、ライフイノベーションフォーラムの会場費95,958円の内1,035円を他の事業に回していたことが判明した。 少額の振替ではあるが、正しい決算数値を不正確にする無意味な振替は行うべきではない。	今後は、予算計上の段階から事業内容を精査するとともに、事業の実績値の正確な把握に努めることとし、予算に過不足が生じた場合は、予算の補正を行うこととした。
		も考えられ、事業の有効性の観点からも問題がないとは言えない。 一者随意契約締結時においては、事業の経済性確保については特に留意することが望ましい。	
総合販売戦略課	中間加工連携強化事業	〔補助金交付要綱に基づく交付申請関係書類の適正な徴求について〕 中間加工地域内連係強化支援事業補助金交付要綱において、交付申請書には、定款の写し及び登記事項証明書（法人の場合）の添付が必要とされていている。 監査人が交付申請書類を綴っているファイルを確認したところ、交付申請実績４件に関する資料について、定款の写し及び登記事項証明書はすべて入手されているものの、別のファイルにつづってあったものが定款の写しで２件、登記事項証明書で２件あり、さらに、このうち１件の登記事項証明書については、平成26年６月時点のものであった。 交付決定に必要な資料は、１つのファイルに綴る方が、交付決定に係る決裁をするために複数の担当者が閲覧する上で、効率的である。また、登記事項証明書は、交付申請時点の事業者の状況を把握するために入手するものであることから、常に最新版を徴求する必要がある。 以上のとおり、交付申請関係書類の徴求及びその保管については、留意することが必要である。	交付申請書類は、１つの綴りに綴り直した。 また、本事業は、担当２名が、農産と水産の各分野を対応したため、複数の綴りとなったことから、現在は、事業ごとに管理することとしている。 あわせて、添付書類についても、最新版であることを確認し、事務を実施している。
総合販売戦略課	中間加工連携強化事業	〔中間加工地域内連携創出強化事業費について〕 細事業である中間加工地域内連携創出強化事業費については、24.8％と予算執行率が低い。その原因としては、当初予算の要求段階	統計データは、本県産業の移出実績である唯一の「産業関連表」から、直近値を引用したものである。今後、統計データを使用する場合

新産業創造課	青森ライフイノベーション戦略推進総合対策事業	〔パンフレット作製をイベント出店業務と合わせて委託することについて〕 「青森ライフイノベーション戦略セカンドステージ」普及業務委託契約においては、パンフレットの作製業務とＨＯＳＰＥＸという展示会イベントの企画運営業務をまとめて委託しているが、パンフレット作製と、ＨＯＳＰＥＸへの出店業務は、一体として行う必要はないと思われる。実際、印刷だけであれば、他社の参入もあり得たが、ＨＯＳＰＥＸの出店作業と一体になったためか、結局１社しか応募がなかった。委託内容に関連がないのであれば、業務を分けて、広く事業者を募ることで、競争が促されることがあるので、本委託契約は、出版印刷部分とＨＯＳＰＥＸ出店部分とに分けて実施するのが妥当だったと考える。	青森ライフイノベーション戦略セカンドステージ普及業務は、平成28年３月に策定した戦略を広く普及するため、首都圏で開催される大規模展示会でのパンフレット配布を目的に、展示会出展業務とともに同一の事業者に業務委託し、効率的な事務執行を図ったものであるが、今後は、事業者参入の門戸を狭めることがないよう、業務毎の性質に応じ、適切な事業者選定を行うこととした。なお、戦略普及（出版印刷）業務については、平成28年度に事業を終了している。
新産業創造課	青森ライフイノベーション戦略推進総合対策事業	〔委託先が固定化していることについて〕 医工連携伴走コンサルティング支援においては、コンペ方式により委託業者を選定しているが、４社に打診し、１社のみが参加を表明し、前年度と同じＡ社に委託している。ちなみに前年度も、同じ４社にコンペ参加をお願いして、１社のみの応募であった。前年に断られた企業にお願いしても、再度断られる可能性があるので、違う会社を追加して打診するのが良いと思われる。 結果として、継続して受注している業者に関しては、県としては、満足度の高い業務をしてもらっているという認識のようであるが、今後は、他に、コンペに参加をしてくれる業者がいないのか、参加表明できない理由は何なのかをきちんと調査し、もっとも有効な事業遂行ができるような業者選定に努力すべきである。コンペ方式により選定しているのは、より良いサービスを提供してくる先を総合的に判断したいためであるから、仮に、予算がネックになっているのであれば、予算の増額まで検討に入れ、他の業者であれば、どのようなプレゼンテーションをするのかを聞いてみるのも良いと思う。	意見を踏まえ、平成29年度の当該事業の委託契約について、委託可能性のある複数の事業者の知見やノウハウ、費用対効果等を十分に検討した結果、従前の事業者が最も適切かつ有効に事業を実施できるものと判断されたことから、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の規定により随意契約を締結することとした。 なお、随意契約においても、予定価格の作成時に、複数の事業者から見積もりを徴取するなど、価格の透明性を担保することとしている。
新産業創造課	青森ライフイノベーション戦略推進総合対策事業	〔プロポーザルの選定委員の決定方法について〕 プロポーザルにより委託先等を選定する際に、その選定委員をどう決めるかについては、県としてのルールはなく、その都度、要領を定めて実行しているとのことである。今回、②医工連携等支援特別対策事業の⑴医療機器開発研究会等の運営において、21あおもりが委託を受けて、事業を行っているが、その支援先にＡ社やＢ社がある。そのＡ社やＢ社は、⑵医工連携等ライフイノベーション加速化支援にも応募し、選定されている。特に、Ｂ社は、選定前に、21あおもりとの打合せを行っている。21あおもりは、その選定委員にもなっているので、自分で支援している先を自分で選定していることになり、選定委員の独立性が疑われかねない。専門性の高い領域については、選定委員を選ぶのにも苦労すると思われるが、選定が公正に行われているとみなされるよう、ガイドラインのようなものを用意するべきではないか。 なお、今回の選考結果は、２次募集には１先しか応募がなかったので、他社に影響を与えるものではな	審査委員の独立性に疑義が生じないよう、当該機関の職員については、平成30年度青森県医工連携推進事業費補助金交付審査委員会の委員から除外した。

新産業創造課	青森ライフイノベーション戦略推進総合対策事業	〔委託先、補助先での事業の成果の検証〕 本事業は、外部に対する委託、あるいは補助金交付という形で実施されている。そして、地方創生推進交付金の採択事業であるので、３年間は、財政的支援も受けられると同時に、事業の成果の検証もしっかり行っていく必要がある。これは、委託した業務の場合は、極力アウトカム指標で成果を評価検証しなければならないし、補助金を出した場合は、それがその後どのような成果を上げたのかを把握し、事業の有効性を検証しなければならないということである。 ところが、21あおもりなどの委託業務の仕様書の内容及び実施結果の報告書を見ても、アウトプット指標の記載はあるが、アウトカム指標（成果）の記載に乏しいと感じた。確かに、本事業では、「ライフ産業参入への意欲を持つ県内企業数」や「県外企業との連携数」を目標に掲げており、今のところ順調に目標達成に向かっている。しかし、もっと踏み込めば、そういった企業が増えたことで、どれだけの経済効果があり、県民所得の向上にどれだけ貢献するのか、また、事業の施策と得られた成果（例えば、経済効果）との間の合理的な因果関係を説明していくことが、求められるので、今のような、イベントの開催回数や相談件数といったアウトプット指標ばかりの内容で、満足していてはいけないと思われる。 また、各種補助金、特にプロテオグリカン関連商品の販売促進に絡む補助金については、バラマキと批判されないか、懸念される。ある事業者へは、ライフイノベーション商品開発で100万、通販ビジネスでも100万が交付されている。そして、その事業者は、試作品の製造費と商品コンセプトやデザイン等のコンサル料として、別な業者にまるまる支払っている。製造は外部委託で、企画会社なのに、商品のデザインパッケージもコンサルに頼らないといけないならば、その会社の特徴、強みは何なのであろうか。またほかの事業者では、通販事業のコンサル料として、月10万円の支払いに補助金を充てていた。通信販売に関するコンサル契約は、成果の説明も非常に抽象的であり、補助金を出す場合にも、注意が必要ではないかと思われる。 プロテオグリカン関連産業が青森県で根付いていき、県民に愛される産業になるためには、製造から販売まで、様々な事業者が自分の持ち味を生かしてつながりあうことが必要ではないか、そのためには、特定の会社だけに補助金が偏らないような配慮も必要ではないかと考える。今補助金をもらっている会社は、おそらく創業まもない会社だと思われるので、これから大きくなっていくことに期待したいが、今後の成果が見えて、事業の検証が出来なければ、補助金は、バラマキで終わってしまうので、補助した結果として、その後の販売実績、損益の状況、経営の課題などについては、モニタリングしていくべきであると考える。	委託事業及び補助事業については、契約書及び交付要綱に定めた様式により、事業完了後に、それぞれ当該事業年度の実績の報告を求めているが、商品開発など事業化支援する性質・目的の事業にあっては、その支援成果は当該事業年度終了後一定期間を要する場合が多いことから、今後は、必要に応じて、訪問等により事業成果の定期的な確認及び検証を実施することとした。
新産業創造課	青森ライフイノベーション戦略推進総合対策事業	〔ライフイノベーションサポートデスク（専門家相談支援）の業務記録がない。〕	ライフイノベーションサポートデスク（専門家相談支援）業務の運営につ

								る「オープンイノベーションモデル構築・実践業務委託」において、仕様書にコーディネーターの企業等の訪問件数や試作品製作の委託件数などを記載し、具体的な仕様書に変更した。 企業間連携・ネットワーク活動支援事業について、新たな連携体の構築に向けて、新規企業への訪問等を行うこととした。
							成果指標として捉えることができるが、同じくその件数は減少している。しかし、その原因分析や今後の対策が図られていないように思える。 本事業にかかっている金額は、従前の事業から減少しているわけでもなく、委託先が実施している交流会や企業訪問の件数が減少しているわけではない。それなのに、成果が伸び悩んでいる現状については、もっとき厳しく分析・評価をすべきであろう。 今回、事業内容のヒアリングや、実施結果報告などの資料からは、以下の点について検討の必要があると感じられた。 ・　県外企業との技術マッチング事業において、毎年、同じ事業者に事業委託をしていることにより、参加企業に変化がなく、目新しさがなくなって、事業がマンネリ化していないだろうか。 ・　21あおもりに、「あおもり産学官金連携支援における競争的研究資金導入推進業務」を委託しているが、その仕様書の委託業務の概要には、ものづくり推進コーディネーターが訪問する件数や日数は明示がなく、試作品の製作の委託件数もなく、展示会出展については、いつどの展示会なのかも指示もなく、研修会相談会の回数も指示がない。これでは、どの程度行ったら、完了なのかが不明瞭になる。21あおもりに対しては、もっと具体的な仕様書を出すべきである。なお、ものづくり推進コーディネーターは、ほぼ１年間活動して、176社596件にも訪問している割には、助言件数が７件とは、少ないの			
		本事業のライフイノベーションサポートデスク（専門家相談支援）の業務においては、県のライフイノベーション推進グループが、ビジネス相談の窓口機能を有しており、県内事業者からの相談内容に応じて、青森県産業技術センターや21あおもりといった県内の産業支援機関の協力を仰ぎながら最適な助言者を選定し、相談業務を行っている。監査の際、どのような業務を行い、どのような相談があるのか記録を要求したところ、平成28年度は、特に専門家に依頼することなく、課題解決が図れたため、支出経費は０円であり、また、他機関が記録を取っていることもあり、担当課では、相談記録は取っていないとのことであった。しかし、支出経費が０円であっても、相談件数やその相談の概要程度はまとめておき、今後の資料として活用してくべきものであると考える。	いては、派遣する専門家の決定にあたり、県が県内企業からの相談を受けている事実があることから、今後は、経費支出の有無にかかわらず、相談概要等について記録することとした。					
新産業創造課	あおもり産学官金イノベーション創出推進事業	〔成果指標と事業の評価について〕 産学連携というキーワードと共に、本事業と同様の事業は、過去から継続して行われているが、その成果、実績を踏まえての事業の評価をしていない。特に首都圏と企業とのマッチング事業や21あおもりに委託している業務ついては、継続して実施している内容であり、その評価を正しく行っていく必要がある。 例えば、マッチング事業については、マッチング件数をその事業成果指標と捉えることができるが、近年、その件数が落ち込んでおり、また、競争的研究資金導入推進事業においては、ものづくり推進コーディネーターの助言件数も	県外との技術マッチング事業について、首都圏からの参加者数を絞り込み、かつ、これまでと違った視点（中小企業ではなく大企業等を対象とする。）をもって事業を実施することとした。 また、委託先が行った技術マッチングや助言の内容についての報告を詳細に徴取し、今後の取組に生かすこととした。 21あおもりに対する「あおもり産学官金連携支援における競争的研究基金導入推進業務委託」について、後継事業であ					

		ではないか。 ・　企業間連携・ネットワーク活動支援事業のコーディネーターの活動が、同じ企業への訪問の繰り返しになっており、新たなネットワークの構築につながっていないのではないか。 ・　委託先の事業者が行っている、技術マッチングの内容や助言の内容について、評価・検証が出来得る程度に、その情報や支援のノウハウが、県に蓄積されていないのではないか、結果、事業実施の仕様書もあいまいで、事業の改善策も考えられないでいるのではないか。 ただ漫然と事業をこなしているだけでは、「研究開発型企業の育成」といったハイレベルな目標を実現することはできないと思われる。	
新産業創造課	あおもり産学官金イノベーション創出推進事業	〔戦略産業雇用創造プロジェクトの成果指標の報告〕 本事業は、戦略産業雇用創造プロジェクトの補助を受けている事業であるので、そこで設定されている「雇用数」という最終的なアウトカム指標は、明確に意識されていなければならない。それは、委託先の21あおもりでも、本事業に関連する事業を引き受けた場合、当然に意識されなければならないと思われる。しかし、国への申請資料では、展示会支援企業や試作品開発企業において、４名の新規雇用が目標として定められているにもかかわらず、そこに関する、事業の実績報告等はなかった。そもそも、事業に関する資料を見ても、雇用増に関する記載はなく、戦略産業雇用創造プロジェクトの成果指標を無視している感があるが、このプロジェクトに沿って事業を展開している以上、委託先である21あおもりに対し、仕様書に明示した上で、アウトカム指標の実績値の報告を求めるべきである。	当該事業は、戦略産業雇用創造プロジェクト（H26～H28）が終了していることから、雇用数の実績報告への記載など、直接的な対応は行うことができない。（なお、新規雇用数については、事業の実績報告で報告は求めていなかったものの、別途報告を求めていた。） なお、後継事業である「オープンイノベーションモデル構築・実践業務委託」については、委託先である21あおもりに対し、事業効果をより把握できるよう、活動指標となるべき項目の報告を仕様書に明示するなどの対応を行った。
新産業創造課	協業型新時代ＩＴビジネス推進事業	〔完了検査報告書の記載について〕 青森県ＩＴビジネス事業化促進事業費補助金の完了検査報告書の項目に消費税等仕入控除税額の取扱いの欄があり、１．課税事業者であるか、２．簡易課税事業者ではないか、３．公益法人等の場合は特定収入の割合という３点について確認することになっているが、確認状況の欄には「該当なし」との記載があるのみであった。消費税分がこの補助金の対象にならないため、上記のような確認項目を設定したと思われるが、該当なしの記載のみではどのような状況なのか不明である。課税事業者であるかどうか、簡易課税事業者であるかどうかなど具体的な検査結果を記載すべきである。	指摘を踏まえ、平成29年度から、補助対象経費に消費税相当額が含まれない場合においても、補助金完了検査報告書においては、課税事業者であるかどうかについて明記することとした。
産業立地推進課	青森県産業立地促進費補助	〔実地調査の実効性について〕 本事業は企業から交付申請書兼実績報告書の提出を受け、その後、県担当者による実地調査を行なったうえで、補助金の交付を決定するとともに補助金額を確定する。 平成28年度において、対象企業から当初提出されていた交付申請書兼実績報告書にすでに廃却した資産が含まれていたため、再度交付申請書兼実績報告書の提出があり、補助金額が減額されたケースがあった。実地調査時には当該資産は稼働はしていなかったが、現	実地調査の実効性を高める措置として、検査調書を改正した。具体的には、機械設備関係の検査内容に、機械設備の稼動の有無を加え、ヒアリング等により確認することとした。

		物はまだあったため、県担当者が補助金の対象から外れる資産であることに気付かなかった。今回は企業側から申し出があったため気づいたが、申し出がなければ過大な補助金を交付していたことになる。廃却された資産は、高圧受変電設備であり、稼働の有無を判断するのは難しい面があったようである。しかし、実地調査時に資産の現物を確認する際、判断に困難が伴うような資産については、企業担当者に稼働の有無を確認するなどして、実効性のある実地調査をするべきである。					とが事業の目的とされている。 しかし、誘致企業が県内中小企業者と比較して絶対的に知名度が不足しているという根拠は乏しく、下記の表のとおり、新聞広告掲載による採用実績数や補助金の交付実績等を見る限り、本事業が誘致企業の人材獲得に大きく貢献できているとも言い難い。 そこで、この事業の背景について、県の担当者へのヒアリングを進めた結果、県が誘致候補先企業に対して配布している「青森県産業立地ガイド」に誘致企業ＰＲ事業が記載されており、実施することが前提となっており、また、誘致企業への支援策の一つとして、誘致企業からの現状において評価が高いという認識があるとのことであった。 こうした背景を理解し、企業誘致政策の一環という観点からこの事業をとらえるならば、誘致企業のニーズの変化に応じて、支援策のメニューの変更を常に検討することが必要であると考えられる。つまり、この事業は、企業の誘致の必要性が前提であり、企業誘致にとってどのような事業を実施することが効果的かという観点からとらえるべきである。したがって、雇用環境等の変化に伴う誘致企業のニーズの変化や、費用対効果を勘案した場合に、より効果的な取組みがあれば、事業内容もそれに応じて変更されるべきである。 現状の事業内容については、新聞広告掲載数や県外技術系人財獲得支援事業の補助実績や、事業全体の予算執行率からすれば、「誘致企業からの評価が高い」という認識には疑念を持たざるを得ない。	え、平成30年度の当該後継事業においては、誘致活動の一環として、近年の就職活動の動向を踏まえ、学生だけでなくその保護者をターゲットにした誘致企業紹介冊子の作成・配布、就職支援事業と連携した企業紹介動画の制作・配信をしている。また、新聞広告事業については、企業の自主的な求人活動と連携した支援として、より企業の要望に沿ったタイムリーな取組となるよう、企業と新規立地に係る交渉や既存立地企業の事業拡大等の相談に応じる際、他の支援策と一体的に展開するなどの取組を行った。 今後、誘致企業の立地前後における支援事業の構築にあたっては、積極的な企業概況の調査や企業訪問を通じて、企業のニーズを的確に把握し、よりきめ細やかな支援策となるよう、十分な検討を行うこととしている。	
産業立地推進課	誘致企業本社機能移転促進事業	〔本社機能移転支援員の業務について〕 首都圏にある企業の本社を１年間で87件訪問したとのことであるが、効果があったのか疑問である。本事業はその性質上すぐに結果がでるものではないことは理解できるが、訪問件数が１か月平均７，８件ではＰＲ不足ではないか。１年間人件費をかけて雇用するのであれば訪問件数を増加させる、また、他のＰＲ方法も考えて、より効果的に行動してもらうことが必要だと考える。	当該事業について、平成29年度は本社機能移転支援員の採用実績はなかったが、今後、類似の事業については、監査人の意見を踏まえて、他のＰＲ方法も検討しながら、より効果的な事業の実施に努めていく。							
産業立地推進課	誘致企業あおもり人財獲得支援事業	〔事業の成果指標や背景・目的の明確化について〕 本事業について、予算の見積額説明資料や事業計画資料では、「誘致企業においては、求人にあたって、知名度不足が課題となっている」とされており、この課題の解決のため、ＰＲ誌の作成や学校訪問への同行、新聞広告（誘致企業のＰＲと求人を目的とした広告）の掲載や有料職業紹介を利用した技術系人財の獲得活動への補助等、誘致企業の人財獲得を支援するこ	東北地域で見た場合であっても、交通網の整備状況を考慮しても地理的に大規模消費圏に遠く、また、産業集積も他県と比較して非常に薄い現状があることから、東北他県よりも手厚い誘致施策の一つとして、一定の求人内容等を満たす企業に対して、これまでも行って来たところ。 今回の意見を踏ま							

		月１日から９月21日までに入社しないと補助金の支給対象外となるということであり、補助金の活用を検討する誘致企業からすれば、補助金としての使い勝手が著しく悪いと感じられるのではないだろうか。各年度の収支均衡を要求する会計年度独立の原則からすれば、年度末までに債権債務が確定している必要があるため、致し方ない面もあるが、このような使い勝手の悪さが予算の執行率の低さに影響している可能性も否定できない。 先に意見として述べたように、本事業は企業誘致政策の一環であると考えることができるため、誘致企業のニーズを適切に把握し、より企業誘致に有効な他の取組みを模索することを期待したい。	
産業立地推進課	ターゲット産業立地推進事業	〔ターゲット分野の定期的な見直し〕 本事業では現在、県の強みや経済効果等の観点から農工・食品、情報通信、環境・エネルギー、医療・健康福祉、自動車関連産業の分野をターゲット分野として重点的な誘致活動を行っている。 その結果、直近３年間では情報通信（主にコールセンター）分野での誘致数が目立っている。この誘致により相応の経済効果が生まれ、雇用創出も実現しているが、職種の性格上、雇用自体は臨時雇用が中心と想定される。また、県として力を入れているはずの医療・健康福祉分野が、非常に少ないことは、残念である。 昨今の雇用情勢（人手不足や職種ごとに求人倍率が大きく異なる雇用のミスマッチなど）や雇用の内容（正規雇用ｏｒ臨時雇用）	平成30年２月に「あおもり企業立地戦略（平成30～34年度）」を策定し、誘致ターゲット産業を①成長ものづくり関連産業、②農林水産関連産業、③情報・クリエイティブ関連産業、④物流関連産業の４分野に設定した。 今後も、社会経済・雇用情勢等に応じて、ターゲット分野の見直しを検討していく。
		さらに、県内における雇用創出は、従来の企業誘致の重要な効果の一つであったと考えられるが、近年の有効求人倍率の高騰からすれば、今後、県の企業誘致政策自体の性質が変化していく可能性も否定できない。 そうした状況に対処していくため、事業目的や背景は正確に認識・共有しておく必要があり、事業計画資料にも明示する必要があると考える。また、企業誘致政策の一環という観点に立ち、誘致企業のニーズを適切に把握し、より有効性のある事業内容を検討していくことが望ましい。	
産業立地推進課	誘致企業あおもり人財獲得支援事業	〔誘致企業県外技術系人財獲得事業費補助金について〕 誘致企業県外技術系人財獲得事業費補助金の交付要綱の第４には「（前略）有料職業紹介事業者と契約した内容に、手数料の返還規定が定められている場合は、補助金の交付に係る年度の３月20日までに返還の対象となる期間を満了する人材紹介に限るものとする。」との定めがある。 有料職業紹介業における契約では、紹介した人材が一定期間内に退職した場合、仲介手数料を返還する規定を置くことが多い。上記の交付要綱の規定は、このような手数料返還規定を前提として、仲介手数料を返還する可能性がある期間の経過後でなければ補助金を交付しないとするものである。したがって、例えば６か月内に紹介した人材が退職した場合に仲介手数料を返還する規定をおいていた場合、９月21日までに入社しないと、補助金の支給対象外となってしまう。 この場合、実質的に、４	当該補助金については、平成28年度をもって終了し、以降、企業誘致施策としては、補助金の形態での人財獲得支援の取組は実施していないところである。 今後、誘致企業の立地前後における支援事業の構築にあたっては、監査人の意見も踏まえ、積極的な企業概況の調査や企業訪問を通じて、企業のニーズを的確に把握し、よりきめ細やかな支援策となるよう、十分な検討を行うこととている。

		さらにいえば、人口の定着につながる、いわゆる正社員（期間の定めのない、フルタイム雇用者）の創出実績を指標として設けてはどうか。	
産業立地推進課	ターゲット産業立地推進事業	〔青森県企業誘致スーパーバイザーの一層の活用について〕 本事業では、９名の専門家、有識者に「青森県企業誘致スーパーバイザー」を委嘱し、企業誘致のアドバイスや紹介を受けている。活動状況を見ると、平成28年度はそれ以前の２年間に比べて大きく減少しており、年１回の会議出席のみが実績というスーパーバイザーも存在した。 平成29年度はメンバーを一新したとのことであるが、錚々たるメンバーに委嘱しており、企業誘致に大いに活用することを期待する。	これまでの「青森県企業誘致スーパーバイザー」を廃止し、平成29年度から新たに「青森県産業立地推進アドバイザー」を設置し、業界動向や企業情報等企業誘致活動に参考となる情報の提供等の業務を行ってもらうこととした。
産業立地推進課	戦略的物流関連産業立地推進事業	〔委託業務の検査について〕 本事業で実施した物流関連産業立地調査・検討業務の委託において、委託契約書の仕様書には「検討会３回実施」と記載されているが、当該検討会は２回しか実施されていない。 受託者から県が受領した業務報告書には、「第２回検討会の場では、ビジネスモデルの概要とその支援策としての県予算の概要が説明できる状況となったことから、当初３回を予定していた検討会の目的を２回で達成することができた」とある。 県による委託業務の検査においては、３回開催予定が２回開催に留まった経緯や、仕様書に定めた条件に満たない状況が明らかであるにも関わらず委託業務の検査で合格とした理由が、	本事業は、物流関連産業の振興及び立地にかかる可能性を検討し、具体的な方策を検討・立案することを目的として実施したものであり、その過程において、県内製造・運輸企業等により構成される「課題解決型物流検討会」を設置し、物流課題の解決に資する方策等の検証を行ったものである。 当初、検討会を３回開催する予定としたが、３回目を委員都合に応じた訪問調整に変更し合意形成を図ったものであり、これにより、実質的に第３回開催に相当する成果が得られたため、合格と判断したものである
		を勘案し、企業を誘致することで想定される効果の観点からターゲット分野の見直しも検討の余地があると考えられる。	
産業立地推進課	ターゲット産業立地推進事業	〔企業誘致できなかった理由の分析〕 企業誘致の過程で、他の自治体と競合するなどにより、企業が本県以外を進出先として選択するケースも少なくない。その際に、どのような理由で本県を選択しなかったかの分析が必要である。相手企業の都合もあり、助成金の差や市場からの距離の差など、断片的な把握にとどまっている。しかし、今後の誘致活動戦略に活かすためにも、相手企業への聞き取り等により、分析・統計することが重要と考える。 同様に、本県を選択した理由もデータ化し、いわゆるＳＷＯＴ分析により誘致活動の効率化、実効化を高めることも重要と考える（青森県企業立地ガイドに記載の、高速力、基盤力、人財力、連携力、創造力、支援力が果たして強みなのか、あるいはどれが決め手なのか）。	平成30年２月に「あおもり企業立地戦略（平成30～34年度）」を策定し、効率的・効果的な誘致活動を展開するため、有益な企業情報の収集・把握と、情勢に応じた誘致ターゲット業種を設定し、客観的なデータに基づき、地域経済や産業に関する現状分析を行うこととした。 今後も、監査人の意見を踏まえ、現状分析等を行い、誘致活動戦略に活かすこととしたい。
産業立地推進課	ターゲット産業立地推進事業	〔事業の成果指標について〕 本事業に関しては、担当部課において年間15件程度の誘致を目指しているとのことであった。企業の誘致目的は、雇用の創出や税収の増加、経済効果、交流人口の拡大など、様々考えられ、また、進出企業の規模や業種業態によってもその効果は変わることから画一的な指標を設けるのは難しいが、人口問題というコンテクストで考えると、誘致企業数のほかに雇用創出実績等を指標として設けることが望ましいと思われる。	平成30年２月に「あおもり企業立地戦略（平成30～34年度）」を策定し、従来の新規立地件数及び雇用人数に、操業継続企業数及び雇用の維持・拡大数を加えた量的な効果のほか、既立地企業の生産性向上や取引拡大といった質的な効果を把握できる業務指標を適宜設定し、施策の実施結果の評価・再構築を行うこととした。

			が、今後は、仕様書と異なる条件で合格とする場合は、検査調書等において検討会の回数の変更等の経緯などを明記し、合格した理由を明確にすることとした。 なお、当該事業については平成28年度で終了している。	記録（検査調書や検査結果の通知起案書）に残されていない。 「ビジネスモデルの概要とその支援策としての県予算の概要が説明できる状況」を現出することが仕様書上目的として明示されているわけではないにも関わらず、なぜ２回のみの開催で足りるとしたのが不明である。また、県の予算立案の支援を直接の目的としていたわけではない。予定通り３回目を開催することにより、より議論が深まり、事業目的の達成に有効であったことを否定することはできないし、また、開催が１回減ることによって、受託者の経費が抑えられた側面はあるが、抑制された経費が見積書に基づいて返金されることはない。 以上を勘案すると、仕様書に定めた条件（３回開催）に満たないことは明らかなのだから、検査調書等において、合格とした理由は明確に記載すべきであると考える。		
産業立地推進課	戦略的物流関連産業立地推進事業	〔出展料の事業別負担割合について〕 決算において、「ターゲット産業立地推進事業」で計上されていたシーテックジャパンへの出展料（使用料648千円）のうち、100千円だけ、本事業へ振り替えられている。この支出は、本事業の予算には計上されていない。県担当者によると、当出展において物流関連のＰＲをしたため一定の費用負担は妥当であるとの説明だが、負担割合の根拠は不明である。 事業別の決算において、適切な経費の案分ができないと、事業別の予算実績比較分析を困難にする可能性があるため、複数の事業において費用を分担する場合	今後は、予算計上の段階から事業内容を精査するとともに、事業の実績値の正確な把握に努めることとし、予算に過不足が生じた場合は、予算の補正を行うこととした。 なお、当該事業については平成28年度で終了している。				
				には、何らかの根拠を設けることが望ましい。			
産業立地推進課	コンタクトセンター関連産業立地促進費補助	〔消費税の課税事業者の確認について〕 補助金の交付先が消費税の課税事業者の場合、補助対象経費に係る消費税については補助対象外となっている。この補助金の交付対象の扱いについて、消費税の免税事業者の場合の取り扱いについて所管課の担当者に確認したところ、近年は消費税の課税事業者しか補助金の交付先になっておらず、免税事業者の場合の補助金の交付対象は消費税込の金額になると思われるものの、正確にはわからないとの回答であった。平成28年度は全ての補助金交付先が消費税の課税事業者であったものの、もし消費税の免税事業者が補助金の交付先になった場合、補助金の交付対象の範囲を正確に把握していないことに起因し、補助金の交付金額を誤る可能性がある。そのため、消費税の免税事業者の場合の補助金の交付対象について、所管課において適切に把握しておくことが必要である。 また、補助金交付時に県が行う検査において完了検査報告書を作成しており、完了検査報告書に記載されているチェック項目の中に「消費税等仕入控除税額の取扱い」というチェック項目があり、課税事業者であるか等について確認を行うことになっている。この確認についても、消費税の課税事業者か、免税事業者かによって補助金の交付対象が異なる場合は確認手続が必要となるが、消費税の課税事業者、免税事業者、いずれであっても補助金の交付対象が変わらない場合は、この確認手続は不要な	課税事業者であるか否かを交付決定時及び完了検査時に確認することとし、平成30年４月の完了検査時から、検査報告書に確認した旨を記入している。なお、補助対象についても同様に確認している。	

		ものとなる。不要な事務手続きを行わないためにも、消費税の免税事業者が補助金交付先の場合の補助金の交付対象について、所管課において適切に把握しておくことが必要である。 平成28年度に作成された完了検査報告書を閲覧したところ、他のチェック項目については検査状況の記載が認められたが、「消費税等仕入控除税額の取扱い」のチェック項目については、検査状況の記載がなかった。所管課の担当者に当該チェック項目の確認状況について質問したところ、課税事業者であるか否かは補助金交付先に口頭ベースで確認しているとの回答であった。口頭ベースで課税事業者の確認ができているのであれば、その旨を完了検査報告書に記録し、検査の結果を残すべきである。	
産業立地推進課	コンタクトセンター産業活性化促進事業	〔求人広告支援の在り方について〕 本事業における求人広告支援は、県の誘致企業であるコンタクトセンター関連企業が事業拡大に伴い、概ね20人以上の求人を行う際に、地元新聞において求人広告を行う場合に広告費用を県が全額負担するものである。 この求人広告支援は、広告スペースも地元新聞に５段２分の１にわたって掲載されるため、広告費用も相応に発生する。確かに、地元新聞を通じて県内で知名度の低い誘致企業を周知し、求職者が安心して応募できるようにする目的があるものの、新聞に求人広告を出す場合は、広告スペースや広告を出す地域に応じて費用が発生するのが通常であり、募集企業はその求人広告によるサービスを受けている。そのため、受益者負担の観点からも、求人広告費用の全額を県で負担するのではなく、求人広告によるサービス対価について募集企業にもコスト負担をしてもらう、例えば、広告費用の一定率を県が負担するといった事業の在り方も一考の余地があるものと考える。 また、純粋に求人広告支援ということであれば、県内地元新聞紙上に求人広告を出すことに大きな効果があるかは疑問である。県内全域で発行されている新聞紙上に５段２分の１の比較的広いスペースに求人広告を出しても、実際に応募するのは募集企業の近隣に住んでいる求職者であり、求人広告の費用対効果という意味では高い効果は期待できないのではないだろうか。効果的な求人広告支援という側面からは、求人広告の媒体を地元新聞だけに限定するのではなく、求人情報誌やフリーペーパーといった様々な媒体を利用できるよう柔軟な対応も検討すべきではないだろうか。	意見を踏まえ、今後、求人広告掲載に係る類似の事業を実施する場合は、より効率的・効果的な求人広告支援となるよう、求人広告費用の受益者負担、並びに求人情報誌及びフリーペーパー等の新聞以外の媒体を活用した広告について柔軟に検討することとした。 なお、当該事業については平成28年度で終了している。
地域産業課	自動車・ものづくり産業基盤育成事業	〔ものづくり産業振興コーディネーターの委嘱について〕 県では、トヨタ自動車のＯＢにものづくり産業振興コーディネーターを委嘱し、依頼文書を交付するとともに、その文書にて業務内容や活動計画を記載している。これを受けて本人から承諾書を徴収することで、委嘱文書に代えている。 書類を閲覧したところ、平成27年度分の書類は徴求されて、委嘱に関する決裁も実施されていたが、平成28年度分は、依頼文書、承諾書とも作成、交付しておらず、委嘱の決裁も行われ	平成29年度からの後継事業「自動車関連産業振興事業」においては、担当者が変更となっても年度当初のアドバイザーの委嘱事務に関して遺漏ないよう引継時の確認を徹底した上で、業務内容、活動計画及び謝金等の支払根拠を明示した書類を適切に整備した。 なお、当該事業については平成28年度で終了している。

		託者より企画書を提出させ、それを踏まえた仕様書にするなど、工夫の余地があるのではないか。	
地域産業課	自動車・ものづくり産業基盤育成事業	〔委託契約に係る随意契約理由について〕 21あおもりとの契約は、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に規定により随意契約としており、その理由として、決裁文書には主に以下の点が掲げられている。 ・県内企業の受発注情報が必要であること ・現場力強化アドバイザーのノウハウを21あおもりの職員に蓄積させ、21あおもりのコーディネート機能の充実・強化を図ることも業務の目的であること ・上記を満たすのは21あおもりのみであること これを見ると、２つめの理由は、本来、21あおもりにノウハウがあるから委託先にふさわしく、よって要件を満たす、ということであるべきところ、この事業を通じて21あおもりにノウハウを蓄積させるという理由となっており、はたしてそれが「その性質又は目的が競争入札に適しない」ということに該当するのか疑問である。 一方、確かに21あおもりでは各種コーディネート機能を有しており、県内企業の受発注情報を有するといえ、その意味では要件を満たすといえるものの、別の言い方をすれば、すべての受発注情報を有するわけではなく、コーディネートでかかわった部分に限っての情報であるので、それは、理由にならないのではないか。 21あおもりの存在理由や機能を勘案すると、それ以外に委託する余地がないと	平成29年度からの後継事業「生産性向上による労働力減少対策事業」においては、再度委託先について十分に検討した結果、21あおもりがこれまでの委託事業により培ったノウハウや県内工業系ものづくり企業に関する知見を当該業務に活用することが適当であると判断されたことから、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の規定により随意契約を行った。 なお、当該事業については平成28年度で終了している。
		ていなかった（平成27年度の文書には委嘱期限は明記されておらず、平成27年度「青森県ものづくり産業振興コーディネーター」に就任する旨が記載されているにとどまる）。 委嘱をすることでコーディネーターとして活動してもらうとともに、謝金や旅費の支給根拠ともなるため、これらの書類を適切に整備すべきである。	
地域産業課	自動車・ものづくり産業基盤育成事業	〔委託契約書の仕様について〕 21あおもりとの契約に付されている仕様は、ａ県内企業の経営戦略立案支援、ｂ現場力アドバイザーによる現場力（技術力・改善力）向上を支援、ｃものづくりリーディング企業の創出・育成及びｄ商談会出展企業の発掘及びフォローアップからなる。 このうち、ａ（セミナー等の開催）及びｂ（現場力強化アドバイザーの１名配置と助言指導の実施）については、どの程度実施するか、業務量が明確に記載されていない。したがって、少しでも実績があればそれでよいのか、ということになりかねないリスクがある。また、完了検査の合格判定を何をもってしているのか（達成度をどのように判断しているのか）、疑問の余地がある。 委託費の積算においては講師謝金や会場費、アドバイザーの活動日数等が明記されていることを考えると、仕様書の要件が不十分との批判を免れないのではないか。 なお、担当者によると、時流の変化に応じて対応を柔軟に変化させる必要等のため、あえて明確に記載していないとの説明であったが、たとえば、契約前に受	平成29年度からの後継事業「生産性向上による労働力減少対策事業」においては、セミナー等の開催及びアドバイザーの助言指導の実施回数について、仕様書に明記した。 なお、当該事業については平成28年度で終了している。

		いう判断の結論自体は否定しないものの、起案文書が、このような記載理由で決裁される点に関しては、結論ありきで検討が不十分となっていることが透けて見える印象を受ける。	
地域産業課	創業・起業支援強化推進事業	〔創業・起業伴走型支援事業業務に係るＰＲチラシの作成について〕 　県が作成した創業・起業伴走型支援事業業務（以下、当業務という。）の予定価格内訳書において、印刷製本費として創業・起業支援案内用のＰＲチラシ300千円（@50円×6,000部）が４月の概算払い分に計上されていた。委託先が作成した事業経費詳細内訳、委託先が受領した請求書、納品書を確認したところ、年度末である平成29年３月に「事業計画書作成の考え方と手順」（@490円×300部、他にサイズデータ改変訂正料、消費税あり。）、「創業応援Ｂｏｏｋ」（@130円×2,000部、他に制作管理費、消費税あり。）の２つの小冊子が作成されており、この２冊の小冊子の支払総額は543千円であった。所管課の担当者にこの小冊子の作成意図を質問したところ、どちらの小冊子も当業務を進めるうえで必要なツールであるとの回答を受けた。当業務を進めるうえで必要なツールであれば、業務着手前の予定価格内訳書の段階で本来発生すると思われる時期、金額を計画的に盛り込むべきである。また、予定価格内訳書において４月の概算払い分にＰＲチラシ300千円が計上されていたことから、本来であれば平成28年度の早期に小冊子を作成し、当年度の業務遂行に活用されることが想定されていたと思われるが、小冊子が作成、納品された時期が年度末の３月中旬であること、県が作成した予定価格内訳書のＰＲチラシの積算単価、部数と小冊子の積算単価、部数が大きく異なるため、平成28年度の当業務遂行にはほぼ活用されず、年度末の予算消化を目的とした支出ではないかとの疑念を抱かざるを得ない。さらに、「創業応援Ｂｏｏｋ」には21あおもりを利用して創業した方々が掲載されているが、掲載されている創業した方々で一番新しい情報は平成28年３月創業のものであり、小冊子が納品された時点で１年前の情報である。せっかく小冊子を作成するのであれば、作成時点で、できるだけ鮮度の高い情報を載せるべきである。いずれにしても、当業務を遂行するためのＰＲ用の小冊子であるならば、計画的に予定価格内訳書に積算計上すること、すなわち、当該印刷製本費を概算払いとする場合は納品・支払が発生すると見込まれる時期に、作成を予定する小冊子の単価で予定価格内訳書に計上し、納品された小冊子を当業務遂行のために活用すべきである。	平成30年度からの後継事業「創業・起業推進力強化事業」における地域インキュベーション体制確立事業業務委託については、当業務を遂行するためのＰＲ用のチラシ等の印刷製本費の時期、金額を、業務着手前の予定価格内訳書の段階で計画的に積算計上した。
労政・能力開発課	成長分野における人財確保育成事業	〔審査基準の明確化について〕 　事業委託先を決定する際の審査基準に、新規雇用者の正規雇用化が実現可能かという基準があり、決算書を入手し検討している。しかし、どのような財務状況であれば正規雇用化が実現不可能と判断するかの基準が明確に定められていない。その結果、２期連続赤字決算の会社や債務超過の会社も委託先に選定されている。２期連続赤字や債務超過であることをもって正規雇用化が不可能であると	今後、類似事業を実施する場合は、財務状況を確認する基準を設定し、財務状況について事前審査することとし、その基準を満たさない場合は、その旨を参考情報として審査員に情報提供した上で審査を実施することとした。 　なお、当該事業は平成28年度で終了している。

		判断するのは早計であるとは考えるが、何らかの明確な基準を設定すべきではないか。 　例えば、正規雇用化した後の経営計画を作成・提出させ、現状の利益やキャッシュフローが改善すること、あるいは、一定割合を維持できることを説明させるということも一つの判断基準となろう。その計画作成の際には、経営革新等支援機関の関与を必須としたり、最低でも中小会計要領に準拠した決算を要求することで、公正な判断が可能になると思われる。 　戦略産業雇用創造プロジェクトのように、事業の各年度ごとに報告、評価が求められている場合においては、計画作成とその後のモニタリングは、事業の検証と改善に必ず役に立つはずである。	
三八地域県民局地域連携部	地域ぐるみによる三八地域ものづくり産業人財育成事業	〔随意契約の理由について〕 　当事業は第三セクターである株式会社八戸インテリジェントプラザ（以下、同社という。）に、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の規定により、随意契約により業務委託されている。当該規定によれば、随意契約によって契約を締結する場合には、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」であるかの判断が重要となる。 　随意契約とした理由について、委託契約執行時の起案内容を確認したところ、同社は設立以来、三八地域等の産業支援機関として、研究開発、研究開発支援、人材育成、情報提供、交流促進など、三八地域等における産業振興に積極的に取り組み、これまでものづくり人材育成事業の委託業務を請負い、十分な遂行能力を要しており、本委託業務を円滑に遂行できる要件を満たす者は同社のみと判断され、当契約の性質又は目的が競争入札には適さないため、ということであった。また、同社が平成24年度から平成27年度にかけて県から受託したものづくり人材育成事業の委託業務は全て一者随意契約である。 　確かに、同社は地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積に関する法律（頭脳立地法）により国の指定を受けており、三八地域の企業や産業の状況を熟知している企業であり、これまでも継続的に、ものづくり人材育成事業の委託業務を受託しているため、当事業を円滑に遂行することが期待できると考えられるが、この理由をもってして同社以外の企業は当事業を円滑に遂行することができず、その契約の性質又は目的が競争入札に適しないものと言えるだろうか。地方公共団体が行う契約は競争入札によることが原則であり、過去の経験則から円滑な業務遂行が期待できる同社しか委託先がないと判断するのは随意契約とする理由としては乏しいのではないだろうか。 　手続きとしては、複数の相手先から契約先を選定するという手続きを踏み、契約の透明性を確保しつつ、それでも随意契約による場合は、契約執行時の起案文書に随意契約しか選択できない明確な理由を記載することが必要である。	平成29年度の当該事業及び平成30年度から実施している後継事業（ものづくりのまちの「仕事」と「暮らし」発信事業）において、企画提案競技方式により委託業者を選考している。
商工政策課	青森県特別保証融資制度貸付金	〔融資対象の選定について〕 　未来を変える挑戦資金には、雇用創出枠があり、新たな雇用に取り組む県内中小企業を特に優遇された金利によって支援してきた	県特別保証融資制度の融資対象や融資条件は、県内中小企業者を取り巻く金融環境の変化や資金ニーズにきめ細かく適切に対応するた

			が、この雇用創出枠では、融資実行後原則６か月以内に雇用し、かつ１年以上継続して雇用することを条件としているため、雇用を計画しても実績が計画通り進まない場合、当初の融資利率が引き上げられることがある。過去の推移をみると、雇用の計画数及び実績数が減少傾向にあり、また雇用の充足率（計画に対して実際に雇用できた割合）も下落傾向にあることが分かる。 この要因としては、有効求人倍率の上昇に表れているとおり、雇用が困難になっている状況がある。そもそも、この制度融資は、過去に有効求人倍率が低く、県内の雇用創出が喫緊の課題であったことを背景として、企業に対して雇用を条件として低利の融資をすることにより、県民に対し雇用の機会を提供するという効果を意図していたものであると位置づけられる。ところが昨今、企業が雇用したくても雇用することが困難な状況になってきていることから、融資の条件と雇用環境が徐々に適合しなくなってきているという分析が可能である。 制度融資という事業の性質上、融資対象や条件を頻繁に変更することは、かえって中小企業の資金需要に応えるという観点からはデメリットも大きいが、長期的な観点からは、労働市場を含めた環境の変化に応じて、それらを見直す必要があることは当然である。 県においては、今後、県内経済における課題・ニーズを注視しながら、融資の対象や条件を柔軟に企画していくことを期待したい。	め、これまでも毎年度内容の見直しや拡充等を行ってきている。 平成30年度においては、近年の雇用情勢を踏まえ、未来を変える挑戦資金「雇用創出枠」について、原則２名以上の雇用要件を小規模企業者が雇用する場合は１名以上に緩和するなどの見直しを行ったところである。 平成31年度においても、内容の一部拡充等を行う方向で検討しているところであり、今後も同様に取り組んでいく。						
労政・能力開発課	ジョブカフェあおもり運営・推進事業	〔21あおもりへの委託費の精算について〕	平成29年度は借入金利息を対象外として委託料を精算した。また、平成30年度以降についても、当該金利を精算の対象外とした。なお、平成30年度からは本事業を民間企業へ委託して実施している。				
			21あおもりへは、委託費を３か月ごとに概算交付し、実費精算を行っているが、その精算内容を閲覧したところ、委託費の精算項目に借入金利息を含めている（324,657円及び消費税納付相当額25,972円）。 この理由について説明を求めたところ、同財団が国（青森労働局）から受託している事業の入金が遅く、運転資金が不足することから借入をせざるを得ず、その金利は運営上必要であるため、ということであった。 しかし、資金不足はあくまで国の事業の支払時期によるものであり、県が負担する必然性はない。当該支払利息は国が負担するか、財団が事業コストとしてみるべき性格のものといえる。 なお、キャリアカウンセリング事業部分を委託している民間事業者については、当該金利等の精算は発生していない。				
労政・能力開発課	ジョブカフェあおもり運営・推進事業	〔ジョブカフェ業務の委託等について〕 キャリアカウンセリング事業を含むジョブカフェ運営は、従来全体を21あおもりへ随意契約で委託していたが、他の民間事業者へのキャリアカウンセリング事業の再委託費用が多額に上るようになったため、平成26年度よりキャリアカウンセラーが関わる部分は企画競争により民間事業者に直接委託している。 平成28年度においては、本事業は以下のように委託等されている。 （ア）キャリアカウンセリング事業：民間事業者へ委託（企画競争契約） （イ）ジョブカフェあおもり運営業務：21あおもりへ補助金を交付し実施	本事業については、平成30年度から事業全体（キャリアカウンセリング業務を含む）を一括で民間企業へ委託して実施することとし、企画競争により委託事業者を決定した。仕様書には業務の詳細を明記しており、仕様書で定められていない部分での検討が必要な際には、県と事業者が協議することとした。 なお、契約期間を複数年にすることは予算上の理由から極めて難しく、これまで同様、単年度ごとに企画競争を実施することとしている。				

		（ウ）ジョブカフェあおもり推進業務：21あおもりへ随意契約で委託（サテライト（弘前、八戸、むつ）運営事業その他） 上記のうち、財団が担当している分について、以下のとおりとなっている。 <ジョブカフェあおもり運営業務> 青森県ジョブカフェあおもり運営事業費補助金交付要綱を根拠に人件費や施設借上料等を補助しているが、財団がどのような業務を実施すべきかについては、単にジョブカフェあおもりの運営としか記載がなされていない。補助金に関する検査を行っているが、「適正に処理されている」「目的通りの成果が出ている」との記載にとどまる。 <ジョブカフェあおもり推進業務> 委託契約書において、仕様が示されている業務については、次のとおりであった。 ①サテライト運営事業については、補助金の対象となっている事業（ジョブカフェあおもり運営事業）と内容に差はなく、ジョブカフェあおもりとサテライトの取り扱い（補助か委託か）を違える理由が見当たらない。 ②地域若者サポートステーションとの共催事業については、セミナー等は外部に再委託している。 ③各種業務に必要な機器リース、各種システム保守管理及びホームページの作成更新等については、たとえばホームページの作成や更新の頻度等について具体に示されているわけではない。 ④ジョブカフェあおもり運営協議会等の開催についても、どれくらいの頻度で実施するなどが示されているわけではない。 これらの状況を見ると、以下のような疑義等が生じ、検討が待たれるところである。 財団に委託もしくは補助により実施している事業について、業務や事業内容が契約書や交付要綱上で具体的になっておらず、県の施策を財団への委託等を通じてどのように実現するかという部分が明確ではない。 補助金による事業と委託契約による事業が混在しており、補助金による事業とせざるを得ないだけの根拠が明確ではない（補助金による事業の部分も委託契約として運用しても支障ないのではないか）。 キャリアカウンセリング事業と運営事業を切り離して、前者を企画競争、後者を財団への随意契約等で処理しているが、全体を一括して企画競争等による委託契約としたほうが、別々に委託等するよりも運営面やコストの面で効率化する余地があるのではないか。 キャリアカウンセリング事業について単年度ごとに企画競争を行っているが、キャリアカウンセラーの継続性や事業者の事業採算の観点から、複数年契約等の採用の可能性があるのではないか。				
				労政・能力開発課	子育て女性の就職応援事業	〔委託先が行うフォローアップについて〕 委託先Ａ社の入札時の提案書に「事業終了後２ヵ月以内を目途に、現状確認とＴＥＬによるカウンセリングを実施」する旨の記載があり、当提案にてプロポーザル応募３社のなかで、委託先がフォローアップ状況について最も高い得点が付されている。しかし、実際には「事業終了後」のフォローは、事業終了後に委託	平成29年度に実施した子育て女性向けの就職応援事業においては、契約日を１か月以上早めるとともに、合同企業説明会を早期に実施（約１か月前倒し）し、事業実施後のフォローアップの期間を長く確保することでフォローアップを適切に実施した。

		先が参加者個人情報を利用することが不適切と判断したことから行われていない。 本来であれば、提案書の審査時に候補者のフォローアップ事業終了後の２か月間のフォローを実施は不可能で結論付け、候補者と再協議する、点数に反映させる等の対応をすべきであった。そうした場合、委託先が変わるため、やむを得ない点が変更できないとなっていた可能性も否定できない。 今後、同様の事業を実施する場合、事後フォローアップを適切に図れるよう工夫が必要であると考えな。具体的には、フォローアップを委託先ではなく県契約職員が実施することと、契約を２か月間延長することと、すあるいは２か月前倒しにすることと、随意契約の検討により事業者の継続を図ることより等を検討するべきである。
労政・能力開発課	子育て女性の就職応援事業	〔事業有効性・効率性について〕 当事業では子育て女性の再就職支援のため、16百万円の委託費を支出し５か月間にわたり各種イベントを実施している。 参加者数は139人に留まり、単純計算で参加１人当たり115千円の経費が掛かっている。また、参加者中アンケート・アルバイト（パート）が確認できたのは14人という状況であった。 子育て女性の中にはありながらも日々の孤立を感じてしまう等の子育ての大変さ、親族の無理解、こどもが病気の際に助けてくれる人がまわりにいない環境等から再就職へ踏み出すことが出来ずに悩んでいる者、同じような立場の女性たちが一歩を踏み出したいとの思いがあり、県としてひとりひとりに寄りそう細やかな支援を行うこと、観点から効果測定は難しいものの重要かつ意義のあることと考える。実際に参加者アンケートでも概ね好意的な意見が出ている状況であった。 しかし、出額（16百万）に総支参加者数（139名）を合むう総パート・アルバイトを比較し就職者数（14名）を効果の観点から場合、費用対効果の観点から低調であると考えられる。今後、効率性の検証を行い、事業計画策定・実施へつなげていくことが求められている。 県が当事業を始めた理由として子育て女性が支援を求めている県内就業人口の増加を求めるための実態が見て取れ、厚生労働省発表「平成28年版働き方改革の実情」によると、女性の労働力率が子育て期に落ち込む「Ｍ字カーブ」の減少幅が3.0ポイントと、鳥取県の2.9ポイントに次いで全国で２番目に低く（全国平均8.7ポイント）、このことは出産後もこと仕事を続ける女性が多いことを示していると、待機児童ゼロ、三世帯同居も多く祖父母のフォローが厚い、夫の所得が他都道府県比較で低いことから場等が働かざるを得ない状況があげられるが、国がこのような特性や、ワークのマザーズハローワーク等の支援も勘案し、県としてどこまで子育て女性に関与より子育て女性に寄り添う形で取組を工夫した結果、参加者へのアンケート調査では「満足」と「一応」を合わせた高い評価を得たところである。 今後同様の事業を実施する場合にも、その有効性・効率性を精緻に検証し、事業計画策定に努めることとした。
	当該事業は平成28年度で終了したが、子育て女性に向けた就職支援は継続して実施している。 改めて、検討した再就職ところ希望する子育て女性が県内にどのくらいいるのか正確に把握することは難しいものの、国が実施した労働力調査の結果から推計する方法により、本県では約14,000人の潜在的なニーズがあることが確認された。 また、これまでの参加者の意見を踏まえて新たにカウンセリング	

		と短すぎること、委託者の業務実施期間が１月末までであり２月以降の追跡調査が行えていないことが要因である。そもそも就職活動は短期的に終了するものでもなく、また、新年度開始（４月）から就業を希望するものも多数いることから、現状の事業終了後短期でのアンケートでは参加者の就業実態は把握しえない。今後、適切な期間を置きアンケート調査を実施することを求めたい。	
労政・能力開発課	子育て女性の就職応援事業	〔事業評価指標の設定について（１）〕 県は当事業の成果指標として、県内全体での就業人口の増加をあげているが、事業単体での評価指標は定めていない。 確かに、当事業の最終的な目的は県内就業人口の増加である。しかし、県内就業人口の増減要因はあまりにも複合的（他事業の影響や、地域経済環境、国の政策方針等）であり、県内就業人口が増減した場合であっても、当事業効果との間に因果関係を見出すことは困難である。そのような場合でも、県は直接的かつ短期的な事業評価指標（アウトプット指標でも構わない）を設定するなどして、事業評価を行うべきである。具体的な評価指標としては、事業参加人数、当事業による就職者数、あるいはアンケートでの満足度評価等が想定される。	当該事業は平成28年度で終了したが、子育て女性に向けた就職支援は継続して実施しているところである。 平成29年度の実施にあたっては、事業単体での具体的な取組指標として事業参加人数を設定した。
労政・能力開発課 ※地方創生加速化交付金のＫＰＩは、企画調整課において設定	子育て女性の就職応援事業	〔事業評価指標の設定について（２）〕 平成28年度の当事業実施財源として国の地方創生加速化交付金16,028千円が充てられている。地方創生加速化交付金対象事業では、基本目標と整合したＫＰＩを設定し、その検証を行う	当該交付金事業は、平成28年度で終了したが、今後、類似の事業（地方創生推進交付金等）の実施に当たっては、細事業の構成や事業全体の趣旨を十分に踏まえたＫＰＩの設定
		し、どのような支援を実施する必要があるかを慎重に分析・判断する必要があるだろう。 そもそも県は青森県の子育て求職者が当事業の支援施策にどの程度のニーズを持っているかの把握・分析を実施しておらず問題がある。今後、県内にどの程度の子育て求職者がいるのか、現状その者たちのニーズと合致した事業運営が出来ているのか、あるいは子育て女性の考える優先順位と事業内容との乖離はないか（例えば、心理面の不安払拭より、育児・保育環境の充実をより望むものも相当数いるものと思慮される）等の検証・分析を行うことで、より子育て女性に寄りそった事業実施が望まれる。 監査人の私見だが、当事業のような心理面の不安を払拭する内容の事業は、相当程度のニーズがあるものと考えている。例えば、県にて非常勤職員を雇用し、常設の子育て女性就職相談室を開設することで、現状の事業支出16百万円よりも低額で同様の事業効果を得ることができるのではないかと思慮する。	
労政・能力開発課	子育て女性の就職応援事業	〔就職者数の把握状況について〕 当事業参加者中の就業者数は、委託先実施のアンケートにより把握しており、送付数133通、回答数51通（回答率）、うち就職者14名という状況であった。アンケート実施時期は大部分のセミナー等が終了する12月後の翌年１月である。 アンケート回答率は38％と低位、就職したと回答した者は14名と少ないが、これは事業終了からアンケートまでの期間が１か月程度	当該事業は平成28年度で終了したが、子育て女性に向けた就職支援は継続して実施しているところである。 平成29年度も同様のアンケート調査により参加者の就職状況を把握したが、その後の就業実態を把握するため、今年度さらに追跡調査を実施することとした。

		ことが国より求められている。 県は地方創生加速化交付金交付金申請に際し「あおもり女性の活躍推進事業」として他の４つの事業と当事業の計５事業をまとめて申請・交付を行っておりいるが、問題だと考えるのは、細事業のうち事業費が最も多額（16,028千円）である当事業「子育て女性の就職応援事業（子育て女性に向けた取組部分）」についてＫＰＩが設定されていないことである。 国に提出した地方創生加速化交付金実施計画において、事業趣旨として人口減少社会に対応するため女性の再就職支援にて活躍を推進する旨が明示されていることや、他の細事業と比較し事業費が突出していることからも「子育て女性の就職応援事業（子育て女性に向けた取組部分）」による就職者数、参加人数等を、地方創生加速化交付金のＫＰＩとして設定すべきであったのではないだろうか。そうすることで、地方創生加速化交付金対象となった「あおもり女性の活躍推進事業」全体として、実態に即した事業評価を行い得たものと解する。	について、より一層留意し、実態に即した事業評価を行うこととした。
労政・能力開発課	子育て女性の就職応援事業	〔仕様書記載業務の未実施について〕 県と青森県社会保険労務士会の間で締結した仕様書上「当該事業による効果が発揮できるよう、訪問企業に対して、子育て女性等が継続就業・再就職の際には受注者へ報告がなされる仕組みを整え、実績報告時にとりまとめ報告すること」との記載があるが、実績報告書には関連する一切の報告がなかった。また、そのような状況にもかかわらず県は完成品検査で合格を出していた。 この結果、子育て女性の社労士訪問企業への就職状況が不明となっており、事業効果測定の観点から問題である。仕様書に沿った適切な業務実施を求めたい。	今後、類似の事業を実施する場合は、実績報告時に仕様書記載業務を確実に履行していることを確認するほか、報告書提出時点で既に履行が不可能になっているような事態を避けるため、事業実施期間中においても、必要に応じて委託先に進捗状況を確認することとした。 なお、当該事業（企業向けの取組）は平成28年度で終了している。
労政・能力開発課	子育て女性の就職応援事業	〔事業満足度に係るアンケート項目について〕 事業評価の一環として、訪問企業担当者からの聞き取りにて社会保険労務士がアンケート記入を行い県へ提出しているが、アンケート項目に訪問企業の当事業に対する直接的な満足度に関する項目はない。事業への満足度に関するアンケート項目を追加すること、社会保険労務士がヒアリングにてアンケート記入を行うのではなく訪問企業担当者自らがアンケート記入を行うことで、事業自体の満足度の測定評価が可能となり今後の女性活躍推進関連の事業計画策定に有益であるものと解する。 県には、アンケート結果等から事業有効性を詳細に把握・分析し計画へ繋げるというＰＤＣＡサイクル構築へ、意識を強く持つことを求めたい。	今後、類似の事業を実施する場合は、事業の満足度を調査項目とするほか、回答者の設定についても事業内容に応じて最適なものを検討し、より効果的に事業の有効性を検証できるようなアンケートを実施することとした。 なお、当該事業（企業向けの取組）は平成28年度で終了している。
監理課	女性建設技術者活き活き事業	〔業績評価指標について〕 当事業における業績評価指標は、県内大学等卒業者の県内就職内定率としている。県の説明として、女性が働きやすい建設業環境整備が図られると男女ともに建設業入職者増加し、結果として県内就職内定率の上昇効果が得られるとのことであった。 しかし、県内就職内定率という指標は、女性建設技術者の職場環境の改善を目的とする事業内容からは、遠く、間接的であることから事業効果の測定が難しいと考える。事業効果をより	平成31年度重点枠事業「女性が輝く建設業推進事業」の経費積算内訳の「期待される効果」【目標】を「県内建設業の女性比率」とした。 また、当事業の予算要求において、建設業における女性を取り巻く環境の実態調査の費用を計上し、事業の成果を確認することとした。

		直接的に計るために県内建設業の女性従事数、県内建設業の女性比率等を業績評価指標とすべきではないだろうか。 今後の事業実施にあたって、潜在入職者たる建設業に興味を示している女性はどの程度存在しており（ニーズ調査）、その者たちの県内建設業入職への障壁は何なのか（参入障壁の分析）等の詳細な把握・分析を行い、県内建設業者の女性数、女性比率等の短期的な指標を定期的にモニタリングすることで、適切なＰＤＣＡサイクルを構築し、効果的かつ効率的な事業実施を行うことが望まれる。 なお、県では、平成28年２月に、「女性建設技術者を取り巻く環境の実態調査」という調査を行っており、そこでは、県内建設業の女性従事数や女性比率の数値もまとめられているので、県内建設業の女性従事数といった成果指標を設定して、事業評価していくことは可能であると考える。このような調査は、次回は、平成31年度に行う予定とのことであるが、事業の成果を確認し、課題解決のための分析資料として、有効に活用することを期待する。					
青少年・男女共同参画課	あおもり女性の活躍ステップアップ事業	〔「あおもりワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録申請書類の文書化について〕 「あおもりワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録申請について、登録要件のうち、「育児休業した女性の数÷出産した女性の数＝70％以上」という要件は、申請日前１年以内に育児休業した女性の数、申請日前１年以内に出産した女性の数をそれぞれカウントして割合が計算される。 「あおもりワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録申請を行ったＡ社の登録申請に関する書類を確認したところ、申請日前１年以内に育児休業を取得した者（１名）は確認できたが、申請日前１年以内に出産した者については出産した者の名前の記載を確認できなかった。その理由を所管課の担当者に確認したところ、実際に申請日前１年以内に出産した者はいなかったが、申請日前１年以内より前の期間に出産し、申請日前１年以内に育児休業を取得した者がおり、この場合、出産した時期が申請日前１年以内より前の期間であるため、登録要件の計算上、分母である出産した女性の数がゼロとなるため70％以上の要件を満たさない。しかし、この登録制度の趣旨がワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくりに取り組む企業を広く県民に紹介し、ワーク・ライフ・バランスの推進に資することであり、育児休業を取得した女性も実際に出産しているため、登録要件の計算上、分母も１人としてカウントし70％以上を満たしているものとして、登録を認めたとのことであった。 「あおもりワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録数は重要業績評価指標に設定されており、登録要件の適合状況の判断は厳格に行うべきである。形式的には登録要件を満たしていないものの、登録制度の趣旨を鑑みて登録を認めるということは、一種特例的に登録を認めているといえ、そのような場合は、登録要件の適合状況をまとめた文書として所管課が作成している審査表に、登録を認め	当該指摘対象となったあおもりワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度は平成29年４月１日をもって終了していることから、現在実施している類似の登録制度である「あおもりイクボス宣言企業登録」制度について、審査方法及び審査表の記載を点検し、登録に至る判断理由が審査表により明記されていることを確認した。 今後も、今回の指摘内容を踏まえ、登録要件の審査及び判断過程を明確に記録していく。				